

平成22年 6 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成22年 6 月14日～15日

場 所 第5委員会室

平成22年6月14日（月曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第12号 宮崎県土地開発公社の解散について
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号））
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
  - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
  - ・県が出資している法人の経営状況について  
宮崎県住宅供給公社（別紙3）  
宮崎県道路公社（別紙4）  
宮崎県土地開発公社（別紙5）  
財団法人宮崎県機械技術振興協会（別紙12）  
財団法人宮崎県産業支援財団（別紙13）  
財団法人宮崎県建設技術推進機構（別紙16）
  - ・平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- 請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願
- 請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」第2次募集結果について
  - ・「新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業

」第2次募集結果について

・口蹄疫に関する緊急影響調査結果

出席委員（9人）

委員 長	水 間 篤 典
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員	外 山 三 博
委 員	蓬 原 正 三
委 員	外 山 衛
委 員	西 村 賢
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡 邊 亮 一
商工観光労働部次長	梅 原 誠 史
企業立地推進局長	森 幸 男
観光交流推進局長	長 嶺 泰 弘
部参事兼商工政策課長	古 賀 孝 士
金融対策室長	福 田 直
工業支援課長	富 高 敏 明
商業支援課長	金 子 洋 士
労働政策課長	篠 田 良 廣
地域雇用対策室長	柳 田 俊 治
企業立地課長	山 口 俊 匡
観光推進課長	後 沢 彰 宏
みやざきアピール課長	小八重 英
工業技術センター所長	橋 口 貴 至
食品開発センター所長	河 野 満 洋
県立産業技術専門校長	押 川 利 孝

県土整備部

県土整備部長	児玉宏紀
県土整備部次長 (総括)	堀野誠
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡田健了
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	佐藤徳一
高速道対策局長	渡辺学
管理課長	成合修
部参事兼用地対策課長	服部芳邦
技術企画課長	凶師雄一
工事検査課長	今西宏美
道路建設課長	白賀宏之
道路保全課長	満留康裕
河川課長	野中和弘
ダム対策監	小嶋雄一郎
砂防課長	平田一善
港湾課長	野田和彦
空港・ポート セールス対策監	永井義治
都市計画課長	井上康志
建築住宅課長	川崎俊一郎
営繕課長	伊藤信繁
施設保全対策監	酒井正吾
高速道対策局次長	河野俊春

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
議事課主査	関谷幸二

○水間委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

外山三博委員は所用のため午後からの出席になるということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部においていただいております。本委員会に付託されました議案等について説明をいただきたいと思っております。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長、御説明をお願いします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

資料の説明に入ります前に、幹部職員の異動がありましたので、御紹介させていただきます。6月1日に工業支援課長に異動してまいりました富高敏明でございます。

それでは、本日お配りしております商工建設常任委員会資料の目次にありますとおり、平成22年6月定例県議会提出議案、平成22年6月定例県議会提出報告書などについて御説明いたしますが、あわせまして、本日、別冊資料としてお配りした資料にあります口蹄疫に係る緊急経済対策などについても御説明させていただきます。

それでは、商工建設常任委員会資料、さきにお配りしておりますが、資料のほうの1ページをお開きいただきたいと思っております。今回提案し

ております議案につきまして、商工観光労働部についての概要であります。

まず、議案第10号「財産の取得について」であります。宮崎フリーウェイ工業団地用地の取得に関し、県議会の議決を求めるものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。4月28日に知事が専決処分を行った「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について承認を求めるものでございます。これは口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正でございます。商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額537億7,770万1,000円に25億3,208万4,000円を増額しまして、合計が563億978万5,000円となります。

続きまして、別冊の資料をお開きいただきたいと思います。今回の口蹄疫に係る緊急経済対策、これは商工観光労働部関係でございますけれども、これについて御説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。1の基本的な考え方でございます。当面の緊急的な対策といたしまして、必要性の高い雇用対策、金融対策等に国の対策と連動しながら取り組みたいと考えております。また、今回の口蹄疫は商工業のさまざまな分野に影響がありまして、その影響実態を見きわめながら、国の新たな対策等も踏まえ、支援策の検討を行っていきたくと思っています。なお、観光・小売・サービス業等につきましては、終息後に、行政、民間等の共同による需要喚起策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2の緊急経済対策でございますが、(1)の雇用対策についてであります。収益減による従業員の雇用維持が困難な企業につきましては、雇用調整助成金等の利用促進を図りま

して、従業員の雇用の維持を図ります。また、離職者に対する雇用の場の確保や就労支援を行ってまいりたいと考えております。既に国に対し、雇用調整助成金の特例措置を要望しまして、その結果、要件緩和等が実現できましたが、今後、ふるさと雇用再生特別基金事業等の市町村補助金を活用して、雇用創出等の支援、あるいは雇用創出等を目的とした既定事業の活用による支援、県と宮崎労働局等との連携による雇用・労働緊急連絡会議の設置、あるいは職業訓練の活用による就業支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)の金融対策でございます。運転資金の確保が困難な企業につきましては、金融支援を行い、持続的かつ安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。これまでの取り組みとしまして、後ほど詳細を説明いたします口蹄疫緊急対策貸し付けを創設したほか、政府系金融機関による中小企業への資金貸し付け措置が実施されております。また、県内金融機関等との意見交換会を開催しているほか、今後、資金需要に応じた口蹄疫緊急対策貸し付けのさらなる柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)の相談対応についてでございますが、影響を受けた中小企業等に対しまして、経営・金融及び雇用、さらには新分野進出の面から、口蹄疫発生に伴う影響の実情を踏まえたきめ細かな相談対応等の支援を実施していきたいと考えております。これまでの取り組みといたしましては、川南町及び都農町での中小企業向けの金融・経営相談会、あるいは県内中小企業の復興に向けた経済団体との意見交換会を開催しております。また、商工3団体と連携しました中小企業等の影響実態調査の実施、こ

れについては後ほどまた御説明させていただきます。それから、経営指導員等から成る支援チームの現地常駐による対応、あるいは産業支援財団からの専門家・企業OBの派遣、経営指導員等による巡回指導の実施に取り組んでおります。さらに、今後、児湯地区での中小企業向けのワンストップ相談会の開催、あるいは西都・児湯地区における生活・就労相談体制の強化、建設産業等地域力連携強化事業について、影響を受けた中小企業等への優先的適用などを図ってまいりたいと考えております。

次に、(4)で個別産業対策をまとめております。まず、食品加工関係でございますけれども、県産品の消費拡大・販売促進を図るために、物産貿易振興センター等と共同しましてフェアを行うとともに、販路拡大のための事業を実施いたします。既に、県内外のアンテナショップにおける消費拡大キャンペーンを実施しておりますが、終息後、県内外での特別企画の物産展等を開催する予定としております。

次に、新分野進出、業態転換を余儀なくされた企業の新たな取り組みを支援するために、専門家派遣による経営支援や補助事業の拡充等を実施いたします。今後、食品産業活性化対策事業などの既定事業の活用によりまして、中小企業等の新事業展開を支援してまいりたいと考えております。

次に、観光・飲食関係でございますが、観光・消費需要等を喚起するために、中止・延期されました県内のイベント、催し等につきまして、終息後における早急な開催に向けまして、各主催者等に対し依頼を行ってまいりたいと考えております。また、新企画のスポーツ大会等の開催を各競技団体に依頼いたします。終息後、速やかに対応できるように、主催者へ準備

を依頼するとともに、集客力のある新規のスポーツイベント等の支援を行う予定でございます。さらに、各旅行代理店が終息後なるべく早い時期に宮崎への送客キャンペーン等を実施するよう支援いたします。あわせまして、国からも、大手旅行代理店に対しまして、宮崎送客キャンペーンを実施するよう働きかけるとともに、同キャンペーンの実施を支援するよう要請していきたくて考えております。さらに、政府関係のコンベンション等の本県開催を働きかけておりますが、既に口蹄疫終息後の観光振興について国交省へ要望を行っております。今後、日本のふるさと宮崎誘客促進事業など既定事業を活用して支援してまいりたいと考えております。

次に、小売業関係でございますが、影響が甚大な川南町等の小売店から、県など公的団体の備品・消耗品などの調達を実施いたしますとともに、地元商店街の売り上げ回復に向けた取り組みを支援いたします。既に、県の出先機関等における地元業者からの優先的的物品調達を行ったところでございますけれども、今後、商店街の復興に向けたイベント等の支援や、地元商店が販売拡大を図るための取り組みについて支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、4ページでございますけれども、流通関係でございますが、企業等の経営回復により積み荷の確保を図りますとともに、県内外の市場における風評被害の払拭等を実施してまいります。今後、運輸事業振興助成補助金を活用した消毒液等の関連器材の購入に対する助成、あるいはトラック協会の実施する本県トラックの利用促進に向けたキャンペーン等を支援していきたくて考えております。

3のその他でまとめておりますが、今後、こ

の取り組み等の対策についてのやり方でございますけれども、商工団体あるいは業界団体等からの意見や要望等を十分踏まえまして、また優先度にも配慮しながら取り組むこととしております。また、事業の実施に当たりましては、既定予算の積極的活用、あるいは物産貿易振興センター、観光コンベンション協会、これらの関係機関・団体との連携を図りながら、効果的な事業展開に努めることとしております。

私のほうから以上でございます。このほか、議案の詳細、報告事項につきましては、担当課長等から御説明しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○古賀商工政策課長** 常任委員会資料をごらんいただきたいと思ひますが、3ページの一般会計補正予算（第1号）関係事業、6ページの宮崎県産業支援財団に関する経営状況、11ページの中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の第2次募集結果について、最後に、別冊資料の5ページになりますが、口蹄疫に関する緊急影響調査結果について御説明申し上げます。

まず、1番目でございますが、お手元の商工建設常任委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。中小企業融資制度貸付金（口蹄疫緊急対策）についてであります。

1の事業目的であります。口蹄疫の発生により売上高の減少等の影響を受けている中小企業を支援するため、口蹄疫緊急対策貸し付けを創設し、金融の円滑化を図るものであります。

2の事業概要であります。県中小企業融資制度貸付金の中に口蹄疫緊急対策貸し付けを創設するとともに、融資枠として50億円を設けました。次に、貸し付けの概要についてであります。融資対象者としましては、口蹄疫の影響を受けている県内産の畜産物を主に取り扱う食料

品製造業、道路貨物運送業、卸小売業、飲食店等を営む中小企業者、または口蹄疫の影響により最近1カ月間の売上高などが前月または前年同月より減少している中小企業者等でありませぬ。融資限度額につきましては、運転資金5,000万円、融資期間は10年以内、据え置き期間につきましては、貸し付け創設当初は2年以内としておりましたが、口蹄疫の影響が長期化すると予想されますことなどから、6月1日より据え置き期間を県制度の中では最も長い3年以内としたところであります。融資利率も、これまで県制度の中で最も低いセーフティネット貸し付けに比べ0.3%低い年1.5~2.2%としたところであります。また、保証料につきましても、補助の上乗せを行い、0.45%としておられます。取り扱い期間は本年4月28日から7月31日までとしておられます。

3の補正額についてであります。口蹄疫緊急対策貸し付けの金融機関への原資預託分としまして25億円の増額補正を行ったものでありまして、補正後の予算額は344億8,219万1,000円であります。

続きまして、中小企業金融円滑化補助金（口蹄疫緊急対策）についてであります。

ただいま説明いたしました口蹄疫緊急対策貸し付けの保証料につきまして、利用者の負担を軽減するための補助金であります。本来の保証料率は0.45~1.9%——経営状況によって変わってまいります——となっておりますが、同貸し付けの保証料率を一律0.45%とするために補助するものであります。補正額といたしましては、保証料補助について必要な3,208万4,000円を計上いたしております。

続きまして、財団法人宮崎県産業支援財団の経営状況について御報告いたします。

当財団の事業につきましては、当課だけではなく、工業支援課や商業支援課等所管事業もございりますが、一括して私から説明いたします。なお、質問につきましては、所管課のほうから回答させていただきます。

お手元の委員会資料の6ページをお願いいたします。財団の概要についてであります。

1の(1)、当財団は、中小企業の創業、経営革新、研究開発等の事業活動に対する支援及び産学官の共同開発の推進等を行うことにより、中小企業の振興と本県産業の活性化に寄与することを目的としております。続きまして、

(2)であります。まず、①の新事業・新産業の創出であります。産学官連携による研究開発を推進することにより、新たな技術シーズを生み出し、新事業・新産業の創出を図るものであります。次に、②の挑戦する中小企業への支援であります。県内中小企業の経営革新や製品開発などの事業活動に対する支援を行い、経営基盤の強化を図るものであります。そして、③の産業人材の育成・確保であります。県内の企業技術者や理工系の学生等の人材育成を支援することにより、県内産業を支える人材の育成・確保を図るものであります。続きまして、

(4)の出資の状況であります。基本財産3,500万円と債務保証などの基金を合わせました出資総額は7億9,927万円余となっております。なお、県の出資割合は75.9%であります。

次に、資料の7ページ、2の組織等についてであります。理事長のもと4課1室で、常勤役員数は29名であります。

それでは、主な事業について説明いたします。議会提出報告書の113ページをお開きいただきたいと思っております。表の(1)の新事業・新産業の創出についてであります。関係事業費の

合計は4億6,180万1,000円であります。①と次ページの②の事業ですが、平成15年度から20年度まで、農産物に含まれる機能性等を研究してまいりました国の地域結集型共同研究事業の研究成果を生かし、実用化に向けた取り組みを進める事業であります。次に、③と④の事業ですが、県内の有望な産学官の研究グループに対し研究開発を委託するもので、合わせて11件の研究を実施しております。次に、⑤と⑥の事業であります。中小企業が有する特許等の技術移転を支援するなど、知的財産の活用を促進したところであり。次に、⑦の事業であります。新産業創出が期待されるバイオメディカル分野などについて研究員を採用し、工業技術センターなどと大学との共同研究を促進したところであり。次に、⑧の事業であります。産学官連携による研究開発の成果等を全国規模の展示会に出展したところであり。次に、⑨の事業であります。ベンチャーファンドを通じ、県内企業2社に投資をしたところであり。次に、⑩の事業であります。これは文部科学省の地域指定を受けて、⑪の事業は九州経済産業局からの委託を受けて、産学官共同で研究開発事業を行ったところであり。

115ページをお願いいたします。続きまして、(2)の挑戦する中小企業への支援についてあります。関係事業費の合計は23億823万9,000円あります。①から④の事業は、県内中小企業からの相談等に対応したり、専門家を派遣して助言指導等を行ったもので、建設業者の新分野進出や農商工連携などの相談等にも対応しております。次に、⑤の事業であります。農林漁業者と中小企業者による連携体に取り組む新商品開発や販路開拓等に対しまして助成を行ったところであり。次に、⑥の事業でありま

すが、中小企業が取り組む新製品の開発や販路開拓等に対しまして助成を行ったところであります。次に、⑦の事業であります。補助事業等の指導・相談スタッフ2名を雇用し、新事業創出や農商工連携等の促進を図ったところであります。

116ページをお開きください。⑫の事業であります。中小企業の機械・設備導入を支援するため、資金の貸し付けや設備の貸与を行ったところであります。次に、⑬の事業であります。県内中小企業の取引拡大を促進するため、取引あっせんや見本市出展企業に対する支援、自動車関連産業への参入支援に取り組んだところであります。

次に、117ページをごらんください。オであります。本年1月にトヨタ自動車本社において展示商談会を実施し、県内企業の技術のPRに大きな成果があったところであります。次に、⑭の事業であります。新規創業や経営革新を促進するための相談窓口の設置や商圈情報の提供を実施したところであります。

続きまして、(3)の産業人材の育成・確保についてであります。関係事業費の合計は1,363万3,000円であります。①の事業であります。県内の半導体関連産業の競争力強化を図るため、企業の若手技術者や県内の大学生を対象とした各種研修を実施したところであります。次に、③の事業であります。農商工連携の積極的な推進に必要なリーダーの育成を目的とし、農商工連携に必要な知識習得のための研修事業を実施したところであります。

続きまして、財務諸表でございます。120ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。これは企業会計の損益計算書に相当するものであります。Ⅰの一般正味財産増減

の部、1の経常増減の部についてであります。事業活動等に伴う収益と費用を計上いたしております。当期経常増減額は3,555万円余であります。2の経常外増減の部であります。これは事業活動等に伴わない収益と費用を計上しており、当期経常外増減額は、雑損失や基金返還金などによりまして、1億2,394万円余のマイナスであります。この結果、当期一般正味財産増減額は8,839万円余減少し、一般正味財産期末残高は1億7,111万円余のマイナスとなっております。

次に、Ⅱの使途が指定または制限されている指定正味財産増減の部についてであります。補助金収入などにより当期指定正味財産増減額は4億4,269万円余の増となっております。この結果、指定正味財産期末残高は14億5,441万円余となっております。

以上によりまして、Ⅲの正味財産の期末残高は12億8,330万円余となっております。

118ページにお戻りください。貸借対照表についてであります。資産の合計額は81億4,776万円余となっております。

119ページをお開きください。負債合計は68億6,446万円余、正味財産合計は12億8,330万円余となっております。

財産目録が121ページから122ページにかけてありますが、これはただいまの貸借対照表と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、123ページのキャッシュ・フロー計算書についてであります。この計算書は、事業年度における現金及び現金同等物の収入及び支出を表示するものです。現金及び現金同等物の増減額は2億2,698万円余のマイナスとなり、現金及び現金同等物の期末残高は11億1,811万円



余となっております。

次に、124ページをお開きください。平成22年度事業計画についてであります。平成21年度で終了する一部の事業を除きまして、今年度も引き続き各事業に取り組むこととしておりますが、ここでは新規事業を中心に御説明させていただきます。

まず、(1)新事業・新産業の創出であります。125ページをお開きください。⑤の知的財産活用対策事業でございますが、これまで実施してきました同様の事業2つを一本化したものであります。⑨の地域イノベーションクラスタープログラム事業でございますが、昨年度の都市エリア産学官連携促進事業から振りかえられたものであります。

次に、(2)の挑戦する中小企業への支援であります。126ページをお開きください。④の中小企業応援センター事業であります。これは今年度から始まりました経済産業省の事業でありまして、日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や金融機関などの後方支援機関として中小企業応援センターに指定されたものであります。専門家の派遣や農商工連携、経営革新、事業承継等の窓口相談等により、中小企業の経営力向上を支援するものでございます。

次に、127ページをお開きください。収支予算書についてであります。Ⅰの事業活動収支の部であります。1の事業活動収入の計は32億1,639万円余、2の事業活動支出の計は32億1,806万円余を予定しております。事業活動収支差額は167万円のマイナスでございます。次に、Ⅱの投資活動収支の部であります。1の投資活動収入の計は4億6,876万円余、2の投資活動支出の計は3億4,000万円余を予定しております。投資活動収支差額は1億2,875万円余でござ

います。Ⅲの財務活動収支の部であります。1の財務活動収入は借入金収入が24億円、2の財務活動支出の計は借入金の返済など27億9,540万円余を予定しております。財務活動収支差額は3億9,540万円余のマイナスであります。この結果、当期収支差額は2億6,882万円余のマイナスとなっておりますが、前期繰越収支差額11億2,612万円余を充当することにより事業を執行してまいります。

以上が平成22年度の事業計画であります。なお、主な事業ごとの事業費につきましては、常任委員会資料の8ページから9ページにお示ししております。財団の報告は以上でございます。

続きまして、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の第2次募集結果について御報告いたします。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、11ページをお開きください。事業概要でございますが、中山間地域において地域資源を活用した新産業及び雇用創出に資する事業について、

(2)に記載しております商工会等の経済団体から事業を募集し、委託することとしております。応募結果でございますが、本年4月12日から30日まで募集を行い、応募数が19件、採択事業が18件となっております。新規雇用見込み者数は57名となっております。今回の採択事業の例といたしましては、シカ肉や地元農産物等を活用し、新商品を開発する事業、地区の自然遺産、文化遺産の情報を展示し、ガイドサービスを実施する事業等がございます。1次、2次の累計でございますが、採択事業は37件、雇用見込み者数は147人となっております。なお、予算残がありますことから、本事業を活用して口蹄疫に係る産業復興対策が図れないか、ただいま

検討を行っているところでございます。

最後になりますが、口蹄疫に関する緊急影響調査結果概要について御報告いたします。

別冊資料の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、調査の概要でございますが、口蹄疫の発生当初から家畜の移動制限区域となっている西都・児湯地区の商工業者に対して、売り上げ減少等経営に及ぼす影響について把握し、今後の対策の検討に資するため、緊急のアンケート調査を実施したものであります。この調査は、商工会議所や商工会の協力により電話やファクスで緊急に実施したものであります。先週末に取り急ぎ集計したものであり、まだ詳細な分析は行っておりませんが、報告させていただきます。

それでは、結果の概要をごらんいただきたいと思います。「影響がある」と答えた割合は、調査対象事業者の約85%となっております。今回調査を行ったすべての地域において影響が見られました。また、「影響がある」と答えた事業者のうち約6割が売り上げ3～4割以上の減少となっております。売り上げ減少以外の主な影響では、客数の減少、予約のキャンセル、資金繰りが厳しいなどの影響が出ております。

以上が概要でございますが、具体的には、6ページをお開きいただければと思います。

(1)の図1をごらんください。調査対象事業者の約85%が売り上げ減少などの影響があると回答されております。

7ページの図2をごらんください。川南町や都農町だけではなく、他地域でも同じような影響が見られます。図3でございます。業種別の動向でございますが、小売、卸売、サービス業では影響が大きくなっております。

8ページの(2)の図4をごらんください。

「影響がある」と回答された方に、売り上げ状況について昨年同期との比較でお尋ねしましたところ、3～4割以上減少した方が全体の約6割を占めております。

9ページの図5をごらんください。ほぼ全市町村で同様な傾向が見られ、また図6の業種別に見ますと、小売業につきましては、3～4割減少以上が他業種に比べて少なくなっておりますが、卸売、サービス、製造、運輸の各業種では高くなっております。

10ページの②の図7をごらんいただきたいと思います。売り上げの減少のほかに経営に対してどのような影響が出ているか、お尋ねしたところ、「客数の減少」と答えた方が87%と最も多く、次いで「予約のキャンセル」が32%、「資金繰りが厳しい」が25%となっております。③をごらんください。その他の影響ですが、「十分な営業活動ができない」「営業時間の短縮」などの御意見が寄せられております。

11ページの④をごらんください。今後の業況や見通しにつきましては、売り上げや客数の減少が長期化することに伴い、資金繰りや雇用の維持が困難になり、営業停止など深刻な御意見が寄せられております。⑤をごらんください。国、県などに対する要望につきましては、商工業者に対する融資条件等の支援措置、終息宣言後のイベント開催や県産品のイメージアップを求める意見、防疫対策の徹底などを求める意見が寄せられております。

報告は以上でございます。

なお、最後になりますが、6月18日に高鍋町で開催を予定しておりました口蹄疫緊急対策相談会につきましては、先週末の急な感染拡大を踏まえ、防疫上の観点から当面の間、延期することといたしました。今後の状況を見ながら開

催の時期を検討してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○**富高工業支援課長** 工業支援課からは県が出資している法人の経営状況について御報告をいたします。

委員会資料の5ページをお開きください。当課所管法人は財団法人宮崎県機械技術振興協会でございます。

初めに、協会の概要について御説明いたします。

まず、1の役割等であります。当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額は150万円、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。当協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営に係る事業を行っており、主に県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、技術支援、設備利用、依頼試験、試験研究等の業務を実施しております。

次に、3の組織等であります。役員が16名で、常務理事が機械技術センターの所長を兼務しており、職員が5名となっております。

それでは、事業報告書について御説明申し上げます。議会提出報告書の105ページをお開きください。まず、宮崎県機械技術振興協会の平成21年度事業報告書についてであります。

1の事業概要は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、2の事業実績であります。まず、(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業ですが、主な取り組みとしまして、①の技

術支援・技術指導や基礎技術研修など、②の設備利用として三次元測定機等の利用、また③の依頼試験として、建設業や機械金属工業関係の試験などを実施しております。また、(2)のものづくり基盤技術集積促進事業において、コーディネーターによる企業への相談や研修等を実施しております。

次に、106ページをお開きください。3の貸借対照表でございます。Iの資産の部は、1の流動資産が現金・普通預金など932万円余、2の固定資産が(1)の基本財産、(2)の特定資産など計643万円余で、資産合計は1,575万円余となっております。次に、IIの負債の部は、1の流動負債が未払い金など732万円余、2の固定負債が退職給付引当金の152万円で、負債合計は884万円余となっております。IIIの正味財産の部は、資産合計から負債合計を差し引いた金額になりますけれども、正味財産合計は昨年度末から48万円増加して690万円余となっております。

次に、107ページをごらんください。正味財産増減計算書であります。まず、Iの一般正味財産増減の部であります。1の経常増減の部の(1)の経常収益のうち主なものは、受託事業収益の機械技術センター管理運営受託事業収益5,285万円余と、ものづくり基盤技術集積促進事業収益720万円、地元企業や団体からの受け取り寄附金127万円などで、経常収益計は6,136万円余となっております。(2)の経常費用につきましては、受託事業の5,917万円余と、管理費の法人管理費170万円余などで、経常費用計は6,087万円余となっております。その結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は48万円余となっております。

次に、108ページをお開きください。当期経常

増減額に正味財産期首残高を加えた正味財産期末残高は、貸借対照表の正味財産合計と同額の690万円余となっております。

次に、109ページをごらんください。5の財産目録であります。こちらは貸借対照表の内容と重複しますので、説明を省略させていただきます。

次に、110ページをお開きください。平成22年度の事業計画書についてであります。

1の基本方針につきましては、平成21年度とほぼ同様でございます。

次に、2の事業計画であります。(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業につきまして、特に平成22年度は、④の試験研究におきまして、ことし2月に新たに導入しました設備であります超音波顕微鏡を用いまして非破壊評価技術の高度化に関する研究に取り組むこととしております。また、(2)のものづくり基盤技術集積促進事業におきましては、昨年度に引き続きコーディネーターによる企業への相談や研修等を実施していくこととしております。

111ページをごらんください。3の収支予算書であります。Iの事業活動収支の部ですが、まず、1の事業活動収入の主なものとしましては、受託事業収入の6,113万円余と、寄附金収入127万円余となっており、事業活動収支計は6,250万円余であります。次に、2の事業活動支出であります。受託事業費の6,113万円余と、112ページになりますけれども、法人管理費163万円あります。以上の結果、112ページにあります事業活動支出計は6,276万円余となっております。次に、IIの投資活動収支の部ですが、2の投資活動支出の備品購入の50万円となっております。IIIの財務活動収支の部ですが、当団体には借入金がないために該

当はございません。最後に、IVの予備支出として124万円余を計上しております。

財団法人宮崎県機械技術振興協会につきましての説明は以上でございます。

○柳田地域雇用対策室長 地域雇用対策室です。

常任委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思います。新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業の第2次募集の結果について報告いたします。

1の事業概要ですが、事業趣旨は、未就職卒業者等の雇用の場を確保し、職場実習や外部研修等を通じたスキルの向上を図る事業を民間企業等から募集し、委託するものです。また、応募対象者は民間企業やNPO法人等で、予算額は5億3,000万円です。

2の第2次募集の応募状況及び結果等については、募集期間は4月12日から30日までで、応募件数は13件でした。そのうち採択事業は11件で、事業による新規雇用見込み数は33人です。

3の採択事業の事業例については、1番目の環境・エネルギー分野では、電子映像機器販売のアボックが2名を雇用し、希少動植物の撮影等の実務を通じた人材育成を行うものです。2番目の地域社会雇用分野では、広告代理店のMR Tアドが5名を雇用し、就職支援を目的とした番組の制作等の実務を通じた人材の育成を行うものです。3番目の産業振興分野では、機械装置製作の日向中島鉄工所が2名を雇用し、産業用機械の設計・製作の実務等を通じた人材の育成を行うものです。

4の1次・2次採択の累計については、採択事業は計35件、雇用予定数は計109名を予定しております。なお、第1次募集については、現時点では未就職卒業者の33名が採用または採用予

定となっております。

説明は以上であります。

**○山口企業立地課長** 私のほうから議案第10号「財産の取得について」及び平成21年度繰越明許費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

まず、議案第10号「財産の取得について」御説明いたします。

議案書では35ページに掲載いたしておりますが、お手元に配付の常任委員会資料で御説明させていただきます。常任委員会資料の2ページをごらんください。

まず、財産の概要でございますが、取得する財産は、宮崎県土地開発公社が高原町に所有いたしております宮崎フリーウェイ工業団地でございます。面積は30万6,251.61平方メートル、取得価格は、団地造成取得の残存価格であります簿価の33億1,133万418円でございます。取得の相手先は宮崎県土地開発公社であります。取得の理由につきましては、宮崎フリーウェイ工業団地を所有・管理しております宮崎県土地開発公社が平成22年度中に解散しますため、「宮崎フリーウェイ工業団地造成事業に関する基本協定書第8条に基づく協定書」に基づきまして、未売却地を公社から取得するものであります。取得の効果でございますが、用地取得によりまして、引き続き団地の適切な管理を行い、積極的な分譲促進に取り組むことといたしております。

宮崎フリーウェイ工業団地につきましては、これまで地元高原町などと連携いたしまして、積極的に企業誘致活動を展開してきたところでございますが、景気低迷の長期化や海外に進出する企業の増加等によりまして、工業団地の分譲につきましては、厳しい状況が続いていると

ころでございます。このため、県有地として取得することを契機といたしまして、不動産鑑定評価を実施し、近隣工業団地の取引事例やこれまでの企業との交渉内容等を踏まえまして、分譲価格の見直しを行いますとともに、より利用しやすいリース制度の導入など、企業誘致の促進策につきまして幅広く検討を進めているところでございます。

続きまして、平成21年度繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

平成22年6月定例県議会報告書にございます繰越明許費繰越計算書を抜粋したものを常任委員会資料に掲載いたしておりますので、委員会資料のほうで御説明させていただきます。常任委員会資料の10ページをお開きください。広域拠点工業団地整備促進事業でございます。繰越明許費の確定額は、翌年度繰越額の欄に記載しておりますとおおり、3,224万4,000円であります。これは、大規模工業団地造成を行う市町村に対しまして、基盤調査などの事業に補助するものでございますが、事業主体となります2市、日向市と都城市になりますが、事業工期が不足しますことから、22年度に繰り越すこととなったものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

**○後沢観光推進課長** 観光推進課の繰越明許費について御説明いたします。

同じくお手元の商工建設常任委員会資料の10ページをお開きください。

まず最初に、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。えびの高原スポーツレクリエーション施設、これはスケート場でございますが、その改修事業といたしまして、2億2,640万6,000円を計上しておりましたが、必要な工期が不足することなど

から、繰り越しをお願いしていたものでございます。繰越額は2億2,289万3,000円となっております。

次に、県営国民宿舎特別会計についてでございます。国民宿舎えびの高原荘の改修事業として1億6,564万8,000円を、国民宿舎高千穂荘改修事業といたしまして2,980万円を計上してございましたが、必要な工期が不足することなどから繰り越しをお願いしていたものでございます。繰越額は、えびの高原荘が1億2,913万7,000円、高千穂荘が2,765万6,000円となっております。

観光推進課からの説明は以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明をいただきました。その他の報告事項の質疑については後ほどお受けいたしたいと思っております。まず、議案及び報告事項についての質疑をいただきたいと思っております。どなたからでも結構であります。

○西村委員 機械技術振興協会並びに産業支援財団に県OBの方が何人か入られていますけれども、事業仕分けじゃないんですが、年収等ほどのぐらいで、契約というか、任期みたいなものがありましたら教えていただきたいと思っております。

○古賀商工政策課長 再任用という格好でやっておりますので、部長級でしたら500万円余、次長級でしたら400万円余ということになっております。

○西村委員 機械技術振興協会の……。

○富高工業支援課長 県の派遣職員につきましては、県の給与に準じてということになりますし、OBにつきましては、県に準じた金額ということで考えておりますが、特に任期等はございません。

○西村委員 これは定年みたいなものは当然あ

るんでしょうか。

○古賀商工政策課長 役員ですから、役員の任期というのはございます。その任期になります。

○坂口委員 110ページ、技術振興協会のほうですが、事業計画の中の先進地技術調査2回、新技術導入調査6回——新技術導入調査というのは要望にこたえての具体的なものになると思うんですけども、調査回数がちょっと少なさそうな気がして、これはどういった基準で計画が組まれているんですか。

○富高工業支援課長 先進地の技術調査でございますが、昨年度は、例えば東京都の企業活性化支援シンポジウム、もしくは先進地ということで栃木県の産業技術センター、企業さん等々を調査しております。それから、新技術導入調査につきましては、一般展示——先進地で展示したようなもの、研修、そういったものに出させていただいております。

○坂口委員 昨年度だったですか、今、説明があって聞き逃したんですが、トヨタへの積極的な売り込みをやられたとき、こういう技術なりが宮崎でという、意外に評価が高かったですね。こういったぐあいに本県はかなり高度なものを中小零細ながら持っている。さらにそこに付加価値をつけるなり、あるいは連携によって新たな価値をそこに創出していきなりしたときに、調査あたりというのはもっと積極的に組まれていいんじゃないかと。果たしている役割の割には、貢献している割には、ちょっと地味なような気がするものですから、ぜひこれは積極的に取り組んでいっていただいて、ニーズがあれば、宮崎の製品なり技術の要望に対してもの確にいつでもこたえられるというぐらい、積極的に活動していただければなと思うんです。

○富高工業支援課長 確かに、協会の活動が若干地味だという御指摘、そのとおりだと思いますので、今後、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○水間委員長 ほかにありませんか。

その他の報告事項も含めましょうか。どうぞ。

○太田委員 資料の11ページのところで雇用創出緊急対策事業第2次募集、それから新規学卒者のほうの第2次募集の結果ということで報告があります。特に雇用創出のほうでありますけれども、先ほどの説明で、2次募集をかけて残がありますということですが、残がどのくらいであるかということと、この残の今後の対応については、先ほど口蹄疫の対応を検討したいということでありましたが、この基金だったと思いますけれども、何かその辺の検討の事項の中に国と協議をしなきゃいかん問題とか、そういうのがあってのことなのか、内部での単なる、どういうのがいいかという検討されたのか、その辺はどうでしょうか。

○古賀商工政策課長 まず、中山間地域の関係でございますけれども、予算総額は約8億3,000万円の予算を組んでおりました。3月に第1次募集を行ったわけですが、第1次募集で金額で申し上げますと約3億4,200万円の契約を行っております。今回御報告申し上げました第2次募集では約1億6,000万円の契約を行う見込みでございますので、合計5億円ということになりますので、残額があと3億3,000万でございます。今回、口蹄疫の関係をいろいろ調べてみますと、畜産農家の方に雇用されている方々というのは非常に多い。当然、畜産農家の方々も大変なんですけれども、そういった離職される方々について雇用をどうするのか、どう守ってい

くのかというのが大きな課題になってくるだろうと思っております。この残額を活用いたしまして、そういった雇用対策ができないかどうか、ただいま検討いたしているところでございます。

○太田委員 内部での検討ということであろうと思いますが、12ページの新規学卒者の件ですが、これは雇用創出緊急対策事業とも少し関連しますが、1次募集をかけて2次募集、これは4月からということですが、もともとこの事業はできるだけ新規学卒者をすぐに採用してあげようという思いがあったと思うんですけれども、2次募集までいかにざるを得なかったというのはやむを得なかったと思うんですが、採用される人たちというのは、2次募集をかけた場合は5月とか6月からの採用ということになっているのか、その辺の採用のぐあいはどうだったんでしょうか。

○柳田地域雇用対策室長 この事業につきましては、1次募集を3月に行いまして、4月5日に24件を設定して、その後に企業のほうでハローワークに出していただいて、4月中に求人、面接ということでやらせていただきました。結果が33名ということになっています。2次募集につきましては、これまでの状況をハローワークとかいろいろお聞きしますと、新卒者の就職したいという方々が余り出てきていないということもありますので、一般の方も含めて対応いたしたいというふうに考えております。以上です。

○太田委員 採用する場合、1年とかいうことだったんでしょうか。途中から採用に結果的になると思うんですが、例えば6月1日から採用であれば来年5月までこの制度が使えるということなのか、そのあたりはどうなんだろう

か。3月31日まで、そういうことになっているんでしょうか。

**○柳田地域雇用対策室長** この事業につきましては、最長1年間という形で設定しております。おっしゃるように、6月1日からということになりますと、予算の年度というものがございまして、3月31日までを予定しているところでもあります。

**○太田委員** 3月31日ということであれば、これが呼び水となって、その人を長期に雇用していくという方向にぜひ持って行っていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、別冊資料の3ページ、口蹄疫関係のことです。影響が甚大である川南町等の小売店から県等の公的団体の備品、消耗品などの調達を実施するというふうにあります。こういう形でできるだけ県のほうも協力といいますか、そういう支援が必要だろうと思います。例えば、県の出先機関が地元からということですが、県の出先機関というのは児湯中心の出先機関なのか、県全体として出先機関としてはここにある程度集中的にかけるといふ意味なのか、その辺の説明はどうなんでしょうか。

**○金子商業支援課長** ただいまの御質問の件でございますけれども、現在こういう状況になっておりますので、入札にかけないで緊急調達という形で、いわゆる随意契約で地元の業者から、例えば弁当あるいは事務用品、Tシャツ、そういったたぐいのものを発注しているというふうな状況でございます。それから、管内ということでございまして、当面は、児湯地区の県の出先機関等におきまして、優先的に調達するというところで現在は取り組んでいるところでございます。

**○古賀商工政策課長** 中山間地域のところで一言付言させていただきたいと思います。私は先ほど契約金額を申し上げましたけれども、それは緊急雇用創出基金、1年分のものでございまして、それ以外に第2次募集では約5,000万円の2年物、ふるさと雇用再生特別基金の契約も実施することといたしております。ですから、ただいま契約しようとしているものが合計で5億5,000万ほどになると。ただし、あと3億3,000万円ほど緊急基金のほうが残っているという状況です。

**○坂口委員** 関連ですが、備品調達は、単価契約でやれそうなものについては積極的に広げていって、随契となると単価契約が事務手続も一番楽でしょうし、価格の競争の面でも提示しやすいから、ぜひこれをやってほしいなというので、これは大いに評価します。

そこで関連してなんですけれども、総務事務センターというのが合理化のためにずっといって、通常だと、文具類なんかはほとんど宮崎での調達になってくるんです。そういったものを今回見直して、地域への経済的な貢献とか、地域における適正な——特に文具屋さんなんていうのは学校がある限りその利便性向上のためにも必要な小売店なんです。あくまでもコストということで物品を総務事務センターで——もちろんいろんな問題の発生を抑えるという意味でもあったんですけれども、そこは総合的にもう一回これを機に見直さなきゃと。緊急事態が起こったときにこういうことをやらなきゃならないということは、やはり万全でなかったというような逆の論理もありますから、これは要望ですけれども、これを機に地域における調達のあり方というものをぜひ今回もうちょっと大きい視点から検討してほしい。これは要望にとめ



ておきます。

11ページの太田委員の関連ですけれども、具体的にこの基金事業で雇用していくということになると、実際雇用された方というのはどこが雇用主になって、どういったことが仕事で想定されていくことになるのか。

○古賀商工政策課長 緊急に雇用するとなれば、それなりのノウハウを持っているところがいいだろうと思っています。現在のところ、商工会とかJAとか、そういったところを想定いたしているところがございます。今回は特にJA関係がちゃんとやっていただくとありがたいなと思っています。

○坂口委員 そこに張りついた人たちが具体的に取り組む仕事はどんなことになっていくんですか。

○古賀商工政策課長 この事業は、地域の資源を活用して産業を新たに興していただくというのが目的なんですけれども、口蹄疫ならば緊急の課題でございますので、例えば農地が放置されることによって農村環境が著しく悪くなったりというのが懸念されるわけでございますので、そういった農村環境にも配慮しながらいろんな事業ができないかと。新産業を興すというよりも、農村を守っていく中でこういった方々をうまく活用できないかと考えております。

○坂口委員 これからの対応ということでそれはすごく大切なことかなと。特に埋却地あたりの管理も含めて絶対避けられないことになっていくだろうと思うから、それは大いに評価すべきかなと思うんです。

この議会もですけれども、議会を縮小して開催せねばならないという現実が一つあります。もう一つには、職員の方たちがこれまで何回かわからんけれども、現場に行かれています。この

ことは大きい問題だと思うんです。緊急事態が起こった。一回行ってばんと解決した。後は通常に戻りましたという、当初はそれを想定されたんでしょうけれども、これが5回、6回、多い人は7回ぐらいになっていると聞くんです。その間、事務処理が滞らざるを得ないと思うんです。今までも定数適正化計画というので残業しても足りないぐらい人を減らしてきている中で、現地に丸一日赴けばですね。セクト主義だから、その人がいないときは、それ以上進まない、決裁ができないということで、相当滞っている。今後、梅雨期に入った、台風シーズンに入る、仮に大規模な地震でも起こるとなったときに、本当にそれでいいのかなというのが一つ。

もう一つには、いろんな考え方があったんですけれども、とにかく議会の日程を変更せざるを得ない。その理由というのが執行部が大変だということなんです。議会の責任でも、議会に起因することでもない。対応していただく執行部の問題がと。議会が開けないということはゆゆしきことですね。市町村あたりの一部の町に出て小さい規模ならいたし方ないという気もするんですけれども、県というある程度の規模を持った自治体でそのことが起こる。今後どれだけ続くのかという見通しも立たないということですね。そうなったときに、商工観光労働部長が最初の委員会だったと思うんですけれども、それか昨年度の委員会だったか、この基金事業で公的雇用までやっていって、とにかく雇用を確保できないだろうかというような、自分なりの考え方を交えて事業を説明されたことがあったと思うんです。そこに限界があるみたいな意味での説明だったんです。まさしく今、この基金で公的雇用を図って、専門家を現場に行かせ

る。職員は、まず本当に大切なことは何なのかと。公務員でその任命を受けた人しか公権力の執行ができないということです。これは代理がきかないんです。県庁が忙しいからアルバイトを雇ってやらせようたって、それは不可能なんです。一方は、人が確保できればやれる。人が確保できるというのは財源があるかないかです。財源の運用、歳出に関しての条件がどうも微妙だなというところだから、これに僕は知恵を出すべきだと思うんです。そこのところをぜひ今後——この基金、90億ぐらいだったと思うんです。3つぐらいに分けて大きな目的を持っていたですかね。この基金の中で知恵を出して使えないのかどうか。知恵を出して使えないなら、公金を投入するのに一番理想的な、そして効果的な投入の仕方を国との協議で、その枠内で何とかならないのかということに全力を傾けてほしい。

とにかく議会が開けない。そういう異常事態の中で議会が開けない。ダブルパンチが来たらまだなお混乱するといったのは、これは通常あるべき姿じゃないと僕は思っているんです。二元代表の中で、一方の機能を全く発揮しないでこんな有事に対応していくなんてのは異常だと思っているんです。それを解決しようとするれば、現場で作業する人たちが確保できればできるということなんです。ここのところを解決しないというのは、この緊急事態にかかって県の危機管理意識は一体どこにあるのか。皆さんの中で何回か行かれた人、最多の人は7～8回あるんですけれども、まさかこんなことになるならば最初ちょっと抵抗しておくべきだったと。通常の事務はどうするんだと。7回も8回も行って解決しないんだったら、このことを我々がやるのが県民のためかということの問題提

起すべきだったという反省を持ってられる方は——これは返事のしようもないでしょうけれども、公務のいかなるかということを考えてとき、それがほとんど大方だと思うんです。公権力を持った人しか執行もできないんだということを考えてとき、本当に責任ある県行政としてのあり方というのと、基金事業、雇用創出というのが、たまたまこういったものが今の時代の流れの中で認められた。一大事を救うための基金の発動というのが機能しないわけは常識的じゃないと思うんです。部長、答弁ができなければ聞きっ放しでいいですけども、要望でもいいですけども、ぜひこれは検討していただきたい。

○渡邊商工観光労働部長 坂口委員が言っていたんですけれども、口蹄疫発生後、県職員のマンパワーに頼る側面がありまして、商工観光労働部の職員でも多い人間で8回ぐらい動員かけて行っております。そういう中で、全体的に動員計画というのは農政水産部が計画して、各部協力してやっているわけですが、ずっと動員するにしても、終息が必ず来るんだという希望を持って職員はやっているわけですが、この間、都城市や宮崎市でもまた発生しまして、それでまた疲労感が増した、そういう状況じゃないかと思っています。したがって、我々としまして、制度でできるものは全部見直しまして、応援できるものはそっちのほうでやっという考えを従来から持っておりました。今回、この緊急基金事業についても、先ほど中山間地関係でちょっと見直しということでございますけれども、我々としましては、基本的には今後の復興という一つの切り口でこの事業を適用していく。新しい産業の創出という大きな大命題があ

るわけでございますけれども、復興という視点から見れば、基金の適用も十分可能である。それと、厚生労働省も、我々ずっと協議しているわけでございますけれども、この運用については柔軟に使っていい、そういうメッセージも送ってきていただいております、我々としてはそういう形で、例えば畜産農家の失業された従業員の対策に使う、あるいは埋却とか、そういう現場的な作業に復興という切り口から使うとか、いろんな側面でこの使い方はあると思いますので、今後そういう面で農政水産部あるいは財政当局とも話しながらやっていきたいと。これは緊急を要するものでございますので、場合によっては、議会のほうとも十分相談しながら、すぐ起動させていく、適用していくというような取り組みが必要かなと思っていますので、その際よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

**○坂口委員** くどくなりますけれども、公務員の県庁の職員の方たちが現場に出ていくというのは、公費の支出が人件費として伴っているんです。人件費という支出がなされているんです。そこでかかる経費とそこで果たせる効果を見た場合、その人たちが自分でなければやれない仕事に携わってそこで出せる効果、公的な役割の発揮、この効果の比較をしたらはるか比べ物にならないと思うんです。では、それにかわる財源さえ確保できれば、そこに最も適した人を投入していく。このための基金の雇用事業の人件費にかかる予算というのは、想像すれば壁が厚いようにあるけれども、現実的にはこの壁が打破できないというのはおかしいと思うんです。

しかも、今回、通常の雇用のあり方で、限りなく失業対策に近いような雇用のあり方で現場

に出して行って、確かになれた人たちが、畜産に詳しい人が処理をやっていく。これはざるでの水すくいで、その人たちの後の行動が感染をいかに広げるか、あるいはそこで感染をとめるかにかかる。そういったところに出てもらう人たちというのは、極端に言ったら、隔離しなきゃだめなぐらい気をつけないと、1つ埋めて2つふえるというようなことの繰り返しになっていく。今のように協力を出してくれとか、ある程度善意に頼るようなやり方では、そこがきちっとやれないと思うんです。消毒してくださいだけしか言えない。どういう消毒をやったんだ、どこに泊まったんだ、だれと接触したんだ、そこらまで拘束して、だからそれなりの対価を払って、いわばプロフェッショナル集団ぐらいの人たちがその処理に携わっていかないと、現場に行った途端に自分はキャリアになっているんです。善意で出てください、県庁の職員が出ましたと。その人は、帰って完全に消毒していなければ——今度は健康な家畜を持っている地域外の心配な人たちが相談に来る、そことやらなきゃならないかもわからない。

口蹄疫ウイルスというのはヒッチハイクウイルスと言われて、簡単に飛びついて、気が向いたところでぽんぽんおりてしまう、気ままな移動するウイルスだということで、一つの例えとしてヒッチハイクウイルスなんていいです。このところを頭に置いて、何をやろうとするのか、一日も早くこれを根絶しようとする、そのときに1つ片づけたら2つふやすようなことをしないためにはどうあればいいんだという、これは早急に対策本部の中に持ち込んで行って、しかも今度は県民政策部あたりから本当に今の県政の推進は問題ないのか、ここで一つ何か起きたときはパニックらないのか、あるいは必要以

上の犠牲を出さないのか、地震でも何でもですね。

それから、もっと心配なのは、職員の皆さんがああ過酷な現場に5回も6回も7回も行って、恐らくもう1回行けば何とかおさまるといふことでぎりぎり支えていた自分の精神力だと思ふんです。だめだったと思ったときに今後はよほど気をつけてやっていかないと、職員の人をだめにしてしまう。この前の都城、あるいは移動・搬出制限区域内発生というのは、精神的に限界を超したと思ふんです。これを冷静に対応すれば、ただ1カ所ふえただけなんですけれども、イメージ的に何だったんだということでは緊張がぷつんと切れた人もあるんじゃないか。それぐらい深刻な事態だなど、僕は現地を見ながら感じているんです。そこをぜひ、大げさに言うと思われるかもしれんけれども、早急に検討していただきたい。本当に効果のある、根絶につながるやり方をしてほしい。要望にとめておきます。

○水間委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 口蹄疫対策で別冊のほうにいろいろな対策はありますけれども、説明も要らないぐらい他産業に波及して、明らかに対策の中にも盛り込まれてあります。この中で県外から県内に入る人たちの対策というのはかなり多く盛り込まれておりまして、その中でも当然ながら、畜産物の早期の信頼回復みたいな部分が必要になってくる。その部分に関してはこれから農政あたりとの協議も必要でもあるでしょうし、また清浄化された後の国外への輸出、そういうものも今度は農協あたりとも協議が必要になると思ふんですけれども、そのあたりは今後どんどん盛り込まれていくものなのではないでしょうか。

それともう一点、早期出荷、10キロから20キ

ロというのが始まりましたけれども、やってみただけでも、開店休業状態で、実際は製品にもならない状況があるんですが、それに対しての今後の取り組みがあれば教えていただきたいと思ふます。

○渡邊商工観光労働部長 この対策については緊急にまとめたものでございますが、今後、国の対策——国も中小企業対策というのを特措法でもちょっと書いているんです。22条を見ていただくと、そういう文言があるわけですが、これがまだ具体化されていないんです。我々としては、そのあたりの動きも見ているわけでございますけれども、当面、我々が考えているものをここに盛り込んだと。当然、今後、商工団体と色々な意見交換等をやっていきますし、今もやっております。断続的にやっております。観光なんかも、この間も企画関係の、どうしていくのかという、そういう会議等もやっております。その中で意見を反映しながら、どんどん対策もふえていくんだらうと思ふます。我々としては、商工観光労働部がそういう意味では周辺産業として一番関係があるわけでございますので、全体的に総合事業を連携しながら、パワーアップしながら、施策展開していくと。特に、対外的なPRということになりますと、やっぱり観光、物産、それからアピールというのがあります。これは知事等の活動、動きなんかも期待するわけでございますけれども、そういう側面で全体を農政とも——農政は今度補正で事業を上げております。そういうものも全部含めまして、イメージアップを図っていこうということでございます。

それから、食肉加工等の生産回復についてはまだ見えないところがありまして、今のところ、私のほうで具体的に言うということはない

わけですが、いずれにしても、消費喚起をやらないといけないと思っていますので、具体的にどうやるのか、もちろん県外もそうですけれども、県内での消費喚起、これも大事でございますので、そのあたりの視点を持ちながら、今後、十分検討していきたいと思っています。

**○西村委員** 県内の飲食店へのダメージというのが非常に大きいものですから、そこでなるべく県内の肉を使っていたらいいということも重要なので、まだまだ微妙な時期ですので、これは終わりましたらすぐにやってくれといってもなかなか無理だと思うんです。特に、ここに書いているようにイベントの復活でありますとか、スポーツイベントの新たな開催というのは大分時間がかかるものですから、これほどまで水面下で詰められるのかわかりませんが、ぜひそのあたりもいろんな個別の飲食店から大きなスポーツ団体から協力をいただくように、どこがやるかというのは商工観光労働部しかないと思いますので、例えば昔、JAさんがやっていた中止になった焼き肉大会とか、ああいうものをぜひ県もバックアップして各市町村なりでもやるとか、そういうことができればいいなと思っています。この辺も加味していただければと思います。これは要望です。

**○水間委員長** ほかにございませんか。

**○外山 衛委員** 関連ですけれども、口蹄疫は終息がわからない状況ですね。大変厳しい状況にあるので、西村委員も言われましたけれども、畜産農家に対しては被害状況とかいろんなものが目に見えています。表面に出ていますけれども、サービス業とかいろんな産業に対しては全く見えないんです。恐らく終息したときに一度に状況が出るわけですから、皆さん

方は現状把握を今のうちに想定して、対策はいろんな難しい面があると思いますけれども、現状の把握だけを速やかにやっておいてもらいたいと思います。

あと、要望ですけれども、先ほど坂口委員がおっしゃったように、職員の方の気持ちの問題ですね。例えば、現場に行く。帰ってくる。時には5～6人のメンバーでもって街へ出るとか、一杯飲みに出るとか、朝まで飲むわけじゃないんですから、そういうことも少しやるようにしないと、精神的にもたないと思います。不要不急の外出を避ける、これは大事ですけれども、節度を持った、息抜きできる環境をつくってあげないと、何もかもだめだめでは精神面がおかしくなりますので、その辺、部長、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

**○蓬原委員** 今に関連します。非常事態宣言が出たことで、職員の皆さん、一般の県民の皆さんも、イベントを中止したり、不要不急の外出を避ける、集会を避ける等々で、公民館長会もなくなっているというようなことで、弁当屋は弁当がキャンセルになったとか、いろいろあるわけです。そういう中で、職員の皆さんに対する一つの禁足令みたいな、内部的に非常事態宣言を受けて飲み会したらだめとか、そういうことが何かあるんですか。出ているんでしょうか。例えば、生活衛生同業組合というのがあって、そこの会長さんなんかの話を聞くと、ただでさえもリーマンショック以降かなり冷え込んできて、ニシタチでいうと200軒超の店が閉まってきたということなんです。ここに来て、かなり客足は落ちているんだろうなと。観光客の皆さんが来ても、人のいない街というのは楽しくないだろうなということなんですけれども、今、外山委員からもそんな話がありました、

非常事態宣言と職員の皆さんの普通の生活について禁足令みたいなのが出ているんですか。

**○渡邊商工観光労働部長** 少なくとも商工観光労働部ではそういうお話はしておりません。ただ、こういう状況なものですから、職員のほうも気分的に外に行くというような状況がなかなか生まれないのではないかなというのが率直な感想じゃないかなと思います。とにかく防疫を徹底する、これは非常に大事でございますので、その面での周知徹底はやっております。あわせて、職員のケアという側面もありますので、そのあたりは十分配慮しながら、職員の行動については気をつけていきたいというふうに思っています。

**○蓬原委員** 今いろんな団体等の要望があっているようですが、ここに来て、つい先日は進出企業の中園工業所、いいニュースもあったと思っていますが、その後、誘致企業の話も聞きません。誘致企業の状況が、口蹄疫についていろんなところで問い合わせといいますか、鈍っているんじゃないかなという懸念と、逆に、頑張っていた県内の企業の倒産状況、経営が悪くなって倒産してしまった、閉鎖してしまった、そのあたりの状況はどうなっていますか。

**○山口企業立地課長** 今回の口蹄疫に伴って、交渉中の企業が取りやめたとか、そういった案件は今のところはございません。ただ、食品加工関連等、いろいろと交渉中の企業がございします。そういった企業につきましては、今後の状況等によっては若干の影響が出る可能性は多分にあると考えております。それと、誘致企業に対する影響ですけれども、食品加工関係の企業あるいは飼料を取り扱う誘致企業、立地した企業12社等について状況を確認しておりますけれども、やはり売り上げが落ちたとか、飼料等に

つきましては、県内が特に落ちましたというようなことで御報告を受けております。皆さんのほうとしては、早く終息していただきたいということで、現状ではそういった状況にございませぬ。以上でございます。

**○古賀商工政策課長** 倒産の状況ですけれども、まだ4月の数字しかわかっていないんですけれども、その時点では口蹄疫の影響というのは明確に出てきておりませぬので、はっきりはお答えできませんけれども、ただ、アンケート調査を先ほど御報告させていただきました。都農町、川南町で直接、商店の方々にお話を伺いますと、3割落ちるといのは店を閉めるとか倒産等を考える数字だと。そういった方々が6割、アンケート調査でいらっしゃるといことは非常に深刻な状況だと思っております。金融円滑化法にありますように、返済猶予とか減額とかいうような、まず既存の借り入れについての条件変更について積極的に応じていただくようなこと、さらに口蹄疫の緊急貸し付けとか、そういった新たな貸し付け、ニューマネーを入れていくということで、当面は金融対策を実施しながら、先ほど部長のほうから御報告させていただきましたけれども、一方では需要喚起策をいち早く打っていくということで倒産を少しでも少なくするような努力をしていきたいと思っております。

**○蓬原委員** 近々の失業率、そういう調査というのはすぐ出るんですか。何カ月かたたないと出ないんですか。口蹄疫発生以来の失業状況みたいなものは何かつかんでおられますか。

**○柳田地域雇用対策室長** 失業率につきましては、直接的には県のレベルでなかなか出ない状況になっておりまして、求職者の数がどうかということでは、1カ月から2カ月おくれで出て

くるということなんです、倒産と同じように現時点ではまだ動きが見えないというような状況でございます。

**○渡邊商工観光労働部長** 先ほど外山衛委員からもあったんですが、やっぱり実態をちゃんと把握しなきゃいけない。今回の口蹄疫関係で、例えば畜産農家の従業員が何人失業したのか、あるいは周辺の産業関係、特に西都・川南地区、児湯地区でどれぐらいの失業者が出たのか、あるいは雇用調整助成金等の適用をどれぐらいやっているのか、その実態を詳細にまだまだ我々は調べなきゃいけないと思っています。したがって、今の失業率も関連でございますけれども、実態を今後精査して、今回緊急調査をやりましたけれども、農政水産部あたりとも連携しながら、詳しく実態調査をやりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○坂口委員** 今のに関連してなんですけれども、詳細な調査というのは不可欠ですけれども、アバウトな現状把握と将来予測、これはやっぱり急ぐ必要があると思うんです。というのが、今回、特に児湯地域あたりというのは、あの核だった畜産を外して他の産業をもってあれにかわって地域経済を維持していくというのは不可能とっていいぐらい難しいと思うんです。そのときもう一回畜産をこれまで並みに近づけていかなきゃならない、それを起こしていかなきゃいかんということになるんですけれども、畜産というのは、今回のことで全く違う産業がことごとく影響を受けたわけです。

そんな中で、では自分たちに対してどういう支援策があるのかというのが今後の大きな分かれ目になると思うんですけれども、なかなか適切な表現が見当たらないんですけれども、危険

産業的な感覚を他の産業に持たれたとき、例えば原発とか放射能みたいにどうしようもないんだ、どうしようもないというのは今回のように抑えきれないことがあるんだというのと、今、何が起こってきているかという、輸入自由化なんか後押しをして、東南アジア地域というのはこういった感染症の宝庫と言われるぐらいいろんな感染症があって、日々強力に進化してきているんです。今、感染症のいろんな説があるんですけれども、少ない説の人でも、人と動物とが共有する感染症が1,700ぐらいあるというんです。その中の47%は両方に感染していくというものです。今回ののは人に感染しないというものですけれども、それが進化していく。こんなことを今回みんながこの事例から学んできたときに、他の産業が、行政から余り手だてはないんだなと、どうしようもないんだなと。相手様に起こり得ること、相手様も防ぎようがない、そういった目に見えない世界で起こること、そして頻度がどんどん高まってきていることとなったときに、放射能扱いされるようなことだけは絶対阻止しなければならないと思うんです。

今のうちに詳細な調査も必要ですけれども、もう見えていますね。かなりの人がふえる。このままでは倒産に至る。融資だって、前年度をちょっとでも下回れば貸しますよと言ったけれども、何とか借りるためにちょっとでもという、そういった状況ならいいけれども、3割、半分ということでしょう。当然、条件的にはクリアできて資格がありますので、融資の願いをする。では、返済計画をどう立てるのか。あなたは資格を持っているけれども、半減したんじゃ貸せないよと。あるいは3割も落ちたんじゃ貸せませんよ、倒産と一緒にじゃないかとい

うことで、そのこのところの出すほうと必要な人との間をこれでどう具現化させていくか、実現させるかという工夫ですね。これは行政にしかできないと思うんです。私は3割減になったから借りる資格がありますということで金融機関に行くと、おたくは返せないから貸せませんと、これが常識だと思うんです。そのこのところで絵にかいたもちに終わらせないために、金融一つにしてもどうやっていくか。消費の拡大というのをどういう工夫して、どこまで行政が関与していけるかということで、親ガメがこけて全部こけちゃう、そして親ガメ様次第という最悪な結果にこの結末をつけたら、畜産の立ち上げというのは非常に周りの抵抗があって、さっき言ったように、危険な産業としてみなされたときは本当に今後苦勞すると思うものですから、ぜひここは総力というか、あらゆる手だてを講じて、行政がすべてに緊急事態では手を差し伸べますよというようなことを可能な限り模索していただきたいと思って、これは部長の心意気だけでも聞かせていただければ。

**○渡邊商工観光労働部長** とにかく今回の口蹄疫は、畜産業はもちろんでございますけれども、周辺産業が本当に影響を受けておりました、今後これを総体的にもとに戻すというのを全体的な戦略性を持ってやっていかなきゃならない。地域的な対策もそうでございますけれども、地域外でも影響がある産業が出ているわけでございますので、そのあたりは県全体で一つの大きな復興プランというのをつくりまして、その中でそれぞれセクションで役割を明確にしながらやっていく。それを全体として総合化するといいますか、そういうものが非常に大事ななど。それをどこかがやっていく必要がある、私はそういう認識でおりますので、とにかく実

態調査プラスできるものはどんどんやっっていく、あるいはいろんな知恵を出しながら対処していく、そういう対応をとっていく必要があるというふうに思っています。

**○山下副委員長** 関連で要望などしておきたいと思うんですが、9日にまた都城が出まして、本当に県内、何とか終息に向けて次なる対策を我々もいろいろお願いもしてきたんですが、残念なことにまた都城が発生したということで、先ほどありましたように、防疫対策に当たっておられる皆さん方の志気が低下しないかなという思いを私ども持ったわけです。都城のほうもとにかく早期に埋却していくんだと、そういう態勢の中で必死で取り組んでおりますから、これ以上都城が出なければいいがなど、そういう思いで今頑張っております。

都城も、ちょうど7月になりますと六月灯のシーズンで、約1カ月間、各神社、集落で恐らく300回ぐらいに分けて毎日あるだろうと思うんですが、都城はそういう歴史の中でお祭り好きでありまして、花火業界を初め、露天商の皆さん方、いろいろ催しをしていただく地域力というのがあったんですが、このことができないということで非常に残念がっておる状況であります。いろんな地域のイベントとか、そういうものも時期に応じたイベントでありますから、ことはもうできないわけです。何とかまたそういう歴史が風化されないように、私たちも地域の中でそういうこともいい教訓としてまた頑張らないといけないなという話をしてはいるんですが、実は、きょうから高千穂牧場も休止すると。今まで、えびのが出たときにも、さらなる風評被害にならないように、牧場でありますから、何とか頑張って活動してきましたが、今回も20キロからちょっと外れているんですが、ど



うしても休止したいと、きょうからそういう方向で進んでいると思うんですが、10数名雇用を打ち切らないといけない、そういう悲痛な中で決断のようでありました。また、再開に向けて、農業振興という一つの観光牧場でもありましたから、そういう犠牲になっておられる牧場もたくさんあるだろうと思うんですが、ぜひ県内全体での地域復興、先ほど言われましたけれども、今の問題整理をいろいろしていただきながら、また勇気づけること、それも商工の皆さん方の大きな責任かなと思っておりますから、万全な体制で臨んでいただければありがたい、そのように思っています。以上、要望をしておきたいと思います。

**○水間委員長** 私からも一つ御要望を申したいと思うんですが、まさに冒頭に部長から緊急経済対策についてのいろいろ説明がありました。今、委員の皆さんがほとんどお話をされたわけですが、今回の口蹄疫問題について畜産農家はもとより、宮崎県の経済が全く機能しなくなるんじゃないかというぐらい大変なことじゃないかと考えておるところです。生活衛生同業組合の皆さんが観議連の会長を通じて、きょうはたまたま外山三博会長が来ていませんが、そういう12団体で、とにかく畜産農家も大変だけれども、私たちが死活問題だということで、先ほどお話しのように地域の復興対策を含めてひとつお願いしたいという要望書が来ておるようです。そういう意味では、これは最後の問題なんですけど、早く終息して清浄化の宣言が出て、その折には、中止・延期になったイベントを含めて、26市町村に商工観光労働部として、また県として、皆さん大変だったでしょうということで何かイベントを、先ほど焼き肉祭りとかいう話もありましたが、ぜひ県としてそういうもの

を——今回の口蹄疫問題について御苦労されたということ、それ以前に終息しないといけないんですけども、どうかそういう意味では、先ほど来県された菅総理大臣にも知事から要望があったようですし、知事もそういう意味では国に対する要請書も出されたようでありますから、商工観光労働部としてもできる限りの対策を打ってありますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。部長、何かまた、よし、これをやりますよということであれば御答弁もいただきたいし、わかったということであればそれで結構ですが。

**○渡邊商工観光労働部長** 各委員の要望については我々も全く同じ気持ちでおりますので、とにかく知恵を出しながら、しかもスピード感を持ってやるのが大切でございますので、我々頑張りますので、また各委員の皆さん方の御指導もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

**○水間委員長** 議案、その他の事項について質疑があったわけですが、新規の請願で38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」が出ていますけど、執行部から説明はありますか。

**○篠田労働政策課長** この件につきましては、特にありません。

**○水間委員長** その他に何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○水間委員長** なければこれで終わります。

以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後1時1分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

外山三博委員が若干遅れるということでございます。ご了解いただきたいと思っております。

県土整備部においていただきました。本委員会に付託されました議案等についての説明をいただきたいと思っております。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言御報告を申し上げます。まず、口蹄疫の防疫対策につきましては、全庁挙げて臨んでいるところでありますが、県土整備部といたしましては、県管理道路に係る消毒ポイントの設置における安全指導や手続の迅速化に努めるとともに、港湾管理者として県内の重要港湾での消毒対策を実施しているところであります。また、土木技術職員を掘削現場の監督要員として派遣するとともに、埋却処分及び畜舎の清掃・消毒などの防疫措置に対し、人的な派遣を行っているところでありますが、家畜埋却処理のための重機による掘削作業等につきましては、地元建設業協会の積極的な協力をいただき、感謝している次第であります。今後とも、一刻も早い終息に向けて全面的な協力体制で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成16年度より事業を進めておりました西都市の国道219号菌元バイパスについてであります。去る6月1日に完成供用し、春田バイパスと一体となって宮崎市と西都市を初めとする周辺地域の連携強化及び西都インターチェンジへのアクセス強化が図られたところでありま

す。口蹄疫の関係で開通の式典は自粛いたしましたが、委員会を初め県議会の皆様の御支援に対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について概要を御説明いたします。

商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。担当課ごとの説明事項を記載しております。まず、管理課から、平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、御報告申し上げます。これは、平成21年度に議会において御承認いただきました繰り越し事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により明許繰り越しの報告を行うものであります。

次に、用地対策課から、県が出資しております宮崎県土地開発公社につきまして、解散に関する議案の御説明及び経営状況について御報告申し上げます。

次に、技術企画課から、県が出資しております財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況について御報告申し上げます。

次に、道路建設課から、工事請負契約の変更につきまして、御説明申し上げます。また、県が出資しております宮崎県道路公社の経営状況について御報告申し上げます。

次に、道路保全課から、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて御報告申し上げます。

最後に、建築住宅課からでございますが、建物の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて、及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったことにつきまして、御報告申し上げます。また、県が出資しております宮崎県住宅供

給公社の経営状況について御報告申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○成合管理課長 管理課でございます。

まず、私のほうから、今議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成22年6月定例県議会提出議案、2つ目が平成22年6月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係につきましては、抜粋してお手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの資料で説明させていただきます。

それではまず、委員会資料の1ページをお開きください。初めに、繰越明許費についてでございます。平成21年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。1ページから5ページにかけて、会計区分、あるいは各課、事業ごとに記載しております。

4ページをお開きください。一般会計の繰越明許費の確定額でございますが、一般会計合計の繰越額欄に記載しておりますように、321億9,847万8,000円でございます。繰り越しの主な理由でございますが、各事業ごとに主な理由を記載しております。内容といたしましては、用地交渉及び関係機関との調整、あるいは工法の検討等に日時を要したことによりまして、工期が確保できなかったこと等によるものでございます。

次に、5ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費につきまして

は、繰越確定額が3,286万8,024円でございます。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したこと等によるものでございます。港湾整備事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が2億円でございます。繰り越しの理由は、工法の検討等に日時を要したことによるものでございます。部合計でございますが、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越明許費合計額は324億3,134万6,024円となっております。

管理課につきましては、以上でございます。

#### ○服部用地対策課長 用地対策課でございます。

初めに、特別議案について御説明いたします。お手元の委員会資料の6ページをお開きください。議案第12号「宮崎県土地開発公社の解散について」であります。

1の議案の趣旨でございますが、宮崎県土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

2の解散の理由でございますが、県土地開発公社は昭和48年に設立されて以降、35年以上にわたり地域の秩序ある整備を図るために、公有地の取得、造成、管理等を行ってまいりましたが、近年の公共事業の減少及び地価の下落等により、公社本来の目的である公有地の先行取得の意義が薄れてきておりまして、また県の用地取得事業を補完する役割も低下したことなどから、解散するものであります。

3の今後の予定でございますが、今回、県議会の議決を経た上で、7月に主務大臣への解散認可申請を行い、その後9月末に見込まれる解散認可後に清算業務を行い、今年度内には清算手続を終えたいと考えております。

続きまして、宮崎県土地開発公社の状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告いたします。

7ページをごらんください。まず、平成21年度事業報告書であります。

1の事業概要につきましては、公拡法に基づきまして、公有地となるべき土地のあっせん、管理等を行ったところであります。

次に、2の事業実績につきましては、公有地取得事業の実績はありませんでしたが、附帯等事業としまして、宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理及びのり面補修工事を行っており、またあっせん等事業として県からの委託による4件を受託しております。

次に、8ページをお開きください。3の財産目録であります。資産の部をごらんください。資産としましては、預金、保有地等でありまして、合計で55億919万円余となっております。負債及び資本の部をごらんください。負債としましては、未払い金や長期借入金等でありまして、資本としましては、正味財産19億4,715万円余となっております。合計で同じく55億919万円余となっております。

なお、この財産目録の詳細につきましては、4の貸借対照表のとおりであります。貸借対照表の詳細な説明は省略いたしますが、この中で、負債及び資本の部の準備金19億1,715万円余の内訳といたしまして、当期純利益が2,600万円余とありますが、これは国債を売却したことなどに伴い利益が生じたことによるものであります。

次に、9ページをごらんください。5の損益計算書であります。収益の部をごらんください。事業収益が4,528万円余、有価証券等の利息や雑収益から成ります事業外収益が1,213万円

余、また国債を売却したことによります特別利益の6,739万円余と合わせますと、収益合計は1億2,480万円余となっております。次に、費用の部をごらんください。用地を取得、造成するための費用、及び用地取得事務に伴う職員の人件費等から成ります事業原価が4,934万円余、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が4,812万円余であります。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度は2,600万円余の当期純利益を計上したものであります。

次に、10ページをお開きください。平成22年度事業計画書であります。

1の基本方針につきましては、今年度予定いたしております公社の解散に伴い、宮崎フリーウェイ工業団地を県へ譲渡するものであり、また解散までの間、同団地を管理するものであります。

次に、2の事業計画につきましては、土地造成事業としまして33億2,728万円余、附帯等事業としまして115万円を予定しております。

次に、11ページをごらんください。3の収支計画であります。収入の欄をごらんください。収入としましては、フリーウェイ工業団地の県への売却などにより合計33億7,804万円余を予定しております。支出の欄をごらんください。支出としましては、土地造成事業原価や販売費及び一般管理費等を計上してありまして、そのほか、公社の所有している固定資産を処分することによる61万円余の損失を計上しております。次に、4の資金計画であります。ごらんのとおり、68億5,950万円余を予定しております。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○図師技術企画課長 技術企画課でございます

す。

委員会資料の12ページをお開きください。財団法人宮崎県建設技術推進機構の平成21年度事業報告書について御説明いたします。

当推進機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村が守秘性や公平さなどの観点から民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完、支援を行っております。平成21年度は、2の事業実績にあります積算検収事業などの事業を実施したところでありませ

次に、13ページをごらんください。3の貸借対照表についてであります。まず、Iの資産の部であります。1の流動資産は、現金預金など合計で1億2,312万円余となっております。次に、2の固定資産であります。基本財産やその他の固定資産などの合計は2億6,391万円余となっております。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は3億8,704万円余となっております。次に、IIの負債の部であります。未払い金など合計で1,101万円余となっております。次に、IIIの正味財産の部であります。合計で3億7,602万円余となっております。正味財産合計につきましては、前年度と比較しまして547万円余の増となっております。正味財産につきましては、14ページから15ページの4の正味財産増減計算書に詳細を記載しておりますので、後ほどごらんください。

また、16ページの5の財産目録につきましては、貸借対照表と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、17ページをごらんください。平成22年度事業計画書についてであります。

1の基本方針に記載しておりますとおり、本年度も、積算や施工管理、総合評価落札方式な

どの事務について、県及び市町村の支援業務の拡大に努めることとしております。平成22年度は、2の事業計画にあります積算検収事業などの事業を実施することとしております。

次に、19ページをお開きください。3の収支予算書についてであります。まず、Iの事業活動収支の部であります。1の事業活動収入は、事業収入など合計で2億6,923万円余を見込んでおります。次に、2の事業活動支出であります。20ページをお開きください。事業費と管理費の支出の合計として、2億5,448万円余を見込んでおります。事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額は1,474万円余を見込んでおります。次に、IVの予備費支出としまして20万円を見込んでおります。平成22年度の当期収支差額としましては、1,337万円余を見込んでおります。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の22ページをお開きください。議案第9号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

1の事業概要でございます。一般国道327号地域連携推進事業（岩屋戸工区）に伴う野地トンネル工事の請負契約の変更についてであります。下に位置図を掲げておりますが、この工事は、椎葉村大字松尾において整備を進めております岩屋戸工区の延長1,019メートルのトンネル工事であり、条件付一般競争入札に付したものであります。

2に野地トンネル工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

当初の契約金額が18億7,992万円、変更契約金額が19億7,644万5,000円を予定しております。契約の相手方はフジタ・矢野・内山特定建設工事共同企業体、契約工期につきましては、平成20年12月17日から平成22年12月25日まででございます。

4の変更理由につきましては、後ほど御説明いたします。

次の23ページをお開きください。上の図は岩屋戸工区全体の平面図であります。国道327号は地域唯一の生活道路であるとともに、日向と椎葉を結ぶ幹線道路であり、異常気象時等の孤立化防止や離合が困難な箇所の解消などを目的といたしまして整備推進を図っているところであります。平成4年度から着工し、今年度中の完成を目指しているところでございます。平成21年度末で約80%の事業進捗になっております。

下のほうに平面図を記載しております野地トンネルの施工方法につきましては、トンネル掘削の標準的な工法でありますナトム工法を採用しておりますが、これは、掘削した断面をまずコンクリートで吹きつけ、ロックボルトを挿入し、早急に地山と一体化させ、安定を図りながら掘進していく工法でございます。

御審議いただく工事請負契約の変更についてでございます。今回の工事では、一部区間におきまして、当初想定していた地質状況よりも軟弱な箇所が確認されたことから、ロックボルトやH形鋼を用いた鋼製支保工の施工数量を増加して補強する必要が生じたこと、また一部区間において当初想定していた以上の湧水が確認されたことから、排水材の設置など湧水対策の必要が生じたことなどによりまして、増額変更をお願いするものでございます。

工事請負契約の変更につきましては、以上で

あります。

次に、宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

資料の24ページをお開きください。まず、平成21年度の事業報告書についてであります。1の事業概要に記載しておりますように、有料道路の料金徴収業務や維持管理などを行っております。2の事業実績でございます。事業実績の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線につきましては、通行台数が年間228万台余、料金収入が4億円余、南線につきましては、通行台数384万台余、料金収入7億円余、小倉ヶ浜有料道路につきましては、通行台数54万台余、料金収入4,300万円余となっております。

次に、25ページをごらんください。財産目録でございますが、詳細の説明は省略させていただきます。資産の部並びに負債及び資本の部の合計でございますけれども、いずれも191億8,000万円余となっております。

次に、26ページをお開きください。貸借対照表でございますが、内容につきましては、先ほどの財産目録と同様でございます。

次に、27ページ、損益計算書でございます。費用の部並びに収益の部の合計は、それぞれ11億6,000万円余となっております。なお、償還準備金繰入額5億9,600万円余が収入から支出を差し引いた当期の利益でございます。

次に、28ページをお開きください。平成22年度の事業計画でございます。

まず、1の事業概要でございますが、特に一ツ葉有料道路につきましては、今年度予定されております高速道路無料化の社会実験や、周辺道路の整備による影響が考えられますことから、利用者を確保するため、広報やサービスな

ど利用促進を図り、収益の確保に努めることとしております。

次に、29ページをごらんください。3の収支計画と4の資金計画でございますけれども、いずれも収入支出ともに合計22億7,000万円余を計上しております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

**○満留道路保全課長** 道路保全課でございます。

委員会資料の30ページと31ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、国道265号の落石事故以下12件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が4件、倒木事故が3件、側溝ふた不全事故が2件、停車帯陥没事故、路上障害物事故及び道路標識不全事故がそれぞれ1件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、7,600円から23万2,000円までとなっております。なお、賠償額はいずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。

報告事項の説明は以上ですが、今後、さらに道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課につきましては、以上でございます。

**○川崎建築住宅課長** 建築住宅課であります。

委員会資料の32ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

給水管の緩みによる漏水事故による損害賠償

であります。平成21年12月7日に都城市にあります県営一万城南団地におきまして、流し台下の隠ぺい部分となっている給水管の接合部の緩みにより少しずつ水が漏れ、その漏れた水が当該住戸の床下にたまった結果、家具にかびが発生しまして損害を与えたものでございます。この事故につきましては、調査の結果、管理責任が県に存すると判断し、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。損害賠償の額は1万2,500円で、家具の買い替え費用でありまして、一般会計予算の予備費から支払ったところであります。

33ページをごらんください。次に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃などを滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところですが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟などの法的措置を講じているところであります。表に掲げております2名につきましては、県営住宅の家賃などを長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しても家賃などの納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づきまして、住宅の明け渡し請求を行いました。うち1名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃などの支払いを求めて訴えを提起するものであります。また、もう1名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものでありま

す。表の右端の専決年月日をもちましてそれぞれ専決処分を行ったものでございます。

34ページをお開きください。次に、宮崎県住宅供給公社の経営状況について御報告いたします。

まず、平成21年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要であります。宮崎市にありますキャンパスタウンまなび野における住宅や宅地の分譲を初め、賃貸住宅及び賃貸施設などの管理業務などを行ったところであります。

2の事業実績であります。一般分譲住宅1戸、分譲宅地12区画の分譲事業や賃貸管理事業などを実施したところであります。

35ページをごらんください。3の財産目録であります。資産の部につきましては、現金預金や分譲事業資産などの流動資産が24億483万円余、賃貸事業資産などの固定資産が59億5,282万円余で、合計83億5,766万円余となっております。これに対しまして、負債及び資本の部につきましては、未払い金などの流動負債が1億3,632万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が6億2,893万円余、資本金などの正味財産が75億9,240万円余で、合計が資産の部と同額の83億5,766万円余となっております。

36ページをお開きください。4の貸借対照表であります。内容につきましては、財産目録と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

37ページをごらんください。5の損益計算書についてであります。平成21年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業、その他事業を合わせた事業収益は5億5,363万円余で、この事業収益に対します事業原価は4億1,245万円余であります。これに事業原価に配分できない役職員の人

件費や物件費などの一般管理費を加味いたしますと、事業利益は1,590万円余となっております。さらに、今申し上げました事業利益に、38ページのその他の経常収益及びその他の経常費用を加味しました経常利益は2,442万円余となっております。加えまして、特別利益の1,257万円余がありますので、これを加味しますと、最終的な当期純利益は3,700万円余の黒字となっております。

39ページをごらんください。平成22年度の事業計画書についてであります。

まず、1の事業概要であります。昨年度に引き続き、賃貸住宅及び賃貸施設などの管理業務や、キャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウンの宅地分譲などを行う予定であります。なお、宅地の分譲につきましては、平成22年度での完売を目指すこととしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様、賃貸管理事業や分譲事業などを予定しております。

40ページをお開きください。3の収支計画についてであります。公社事業の大きな柱であります分譲事業が終息しますことから、事業利益の減少が避けられない状況でございまして、当期純利益といたしましては、1,374万円余の赤字を見込んでおります。このため、公社におきましては、住宅供給公社改革検討会を設置し、事業や組織の効率化、スリム化及び収支の改善などについて検討を進めているところであります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ26億1,995万円余となっております。

建築住宅課は以上であります。

○水間委員長 執行部の説明が終わりました。議案及び報告事項についての質疑はありません



か。

○西村委員 道路公社についてお伺いしたいと  
思います。今回、一般質問でも取り上げようと思  
っていたんですけども、小倉ヶ浜有料道路の  
ことですが、計画どおりにいけば平成25年度  
ぐらいには完済できる見通しだというふうに聞  
いていたんですけど、この状況から考えても平  
成25年度にまず間に合うのかどうか。

○白賀道路建設課長 小倉ヶ浜有料道路につ  
いてでございます。委員御指摘のように、小倉ヶ  
浜有料道路は平成25年5月が料金徴収の期限に  
なっております。現在の見込みでは、21年度  
末で6億8,000万円余の未償還金額がございま  
す。25年5月ですので、あと3カ年ぐらいです  
けれども、今の現状で見ますと、25年5月時点  
で約6億ぐらいの未償還金はまだ残るとい  
う状況になってございます。

○西村委員 当初からかなり見込みを下回るよ  
うな動きもありまして、また御存じのとおり、  
平成25年度内には延岡から宮崎までが高速道路  
で結ばれることが大体の目安になっているん  
ですけれども、その玄関口と結ぶわけです  
から、結んだことによってこの利用価値が高まる  
という部分もあります。逆に言えば、今の状  
況を見ると、そこを日向市民も避けるんでは  
ないかと。御存じのとおり、すぐ隣には無料  
で渡れるたいえい橋とか、国道10号線も  
拡幅しております。そういう状況からすると、  
ますます通行量がふえても、利便性には比  
例することなく、逆にそこを避けられるん  
じゃないかと。100円、200円、大型では  
もう少し高いかもしれませんが、100円を  
すごく敬遠されている市民の方が多いん  
ですが、できればタイミング的には高速  
道路のアクセスと細島港を結ぶためにも  
という事で、私としては同時に無料開放  
できないの

かと。そのためには、このままいったの  
では到底無理なので何か対策を、当然、知  
事等のお考えもあるでしょうけれども、複  
合的に県土整備部でも案を出して考  
えていただきたいと思ます。なかなか  
答えは出ないでしょうけれども、方  
向性がありましたら、お願いしたいん  
です。

○白賀道路建設課長 先ほど申しましたよ  
うに、小倉ヶ浜有料道路は平成25年5月  
が料金徴収期限ということになってお  
りますので、そのときに無料化する  
という予定にはなっておりません。  
しかしながら、現時点での試算では、  
先ほど言いましたように、返済が  
厳しいという状況になってございま  
すので、借入金の処理について道  
路公社が現在、国と協議を進めて  
いるところでもありますけれども、  
県といたしましても、道路公社と  
ともに借入金の処理についてさ  
まざまな方策を検討してまいり  
たいというふうには考えてお  
ります。よろしくお願ひします。

○西村委員 ぜひお願いします。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○蓬原委員 土地開発公社の解散につ  
いてありますが、これは決まってい  
ますから、このことについてどう  
のこうの言うつもりはないん  
ですが、職員構成はどうなって、  
ここにいる職員の皆さんの行く  
末はどうなるのでしょうか。  
あつせんとかやっているんです  
か。

○服部用地対策課長 プロパー職員  
の処遇についてというお尋ねだ  
と思ますけれども、プロパー  
職員の処遇につきましては、解  
散時に9名ほど残りますけれど  
も、派遣中の職員がそのうち  
の8名でございまして、派遣  
先のほうで受け入れるという  
ことで話が既に決定してござ  
います。残りの1名につきま  
しては、解散の時点で他の公  
社のほうに転籍しまして、そ  
の後、清算

事務を行いますので、その業務等に当たらせて、年度末でその職員は退職するというところでございまして、プロパー職員の処遇につきましては、一応解決しておるという状況でございます。

○坂口委員 これは問題視してじゃないんですけども、トンネルの契約変更ですが、以前はつつい見過ごされがちだったようなケースで、契約のあり方を忠実に守っているということで、約款とか歩掛かりに基づいた変更だなということで、これは妥当なことということを前提でなんですけれども、ここらの判断が難しくなっているんじゃないかなというのを含めてなんですけど、参考までに、一つには、今、技術提案型の特に工法とか、こういったものに対して、提案してから受注していくということの中で、トンネルですから、当然、湧水とか地盤が脆弱とかいうことでそれに対しての提案がなされると思うんです。特に破砕帯が超音波なんかで何か所か想定される。湧水に係る提案というのはどこも上げてくると思うんです。そここの兼ね合いと、提案したことに対して設計上求められる、拘束できる提案部分と、それをはるかに超す部分の調整、そういうのが非常に難しくなっているんじゃないかと思うんです。今後こういったのを生かしながら、技術提案のヒアリングのときに、具体的にどこらまで想定しているのかと。これは物理的に無理だと思うんですけども、湧水が一定期間でとまる湧水と判断できれば、トンネルを水平に掘っていくなら別ですけども、傾斜しているトンネルを掘るとすれば、こちらからの湧水に当たったときは傾斜の部分でこちらに流す方法とか、そういったいろんなことをヒアリングのときにやっておかれると、工期をまず短縮する、湧水

に関してはこれぐらいの工期のゆとりを持ちながら設計変更を避けながらもそれは自社で対応するとか、とりとめのないことかもしれないんですけども、技術提案させての設計変更というのはすごく難しい部分が出てきているんじゃないかなということ。そういったものを詰めていったときに、事前の超音波あるいは縦横斜めのボーリング、踏査、こういったものを相当入念にやっついていかないと、なかなか難しい、判断しかねるような、設計変更に応ずべきか応ぜざるべきかというような、ここらがどうですか。今は、昔の流れと違って、設計変更には的確に対応しなきゃいかん。サービス工事は絶対いけない。その中で技術提案をさせていて、想定されることが起こってしまって、それは想定していたけれども、はるか事前に知り得る情報では想定できなかった、事前に当然知り得たということの境界、これは第三者みたいなものを巻き込んで判断していかないと難しいんじゃないかと思うんですけども、具体的にはどんな対応されているのかということと、どんなことを感じられたかがもしあれば。

○白賀道路建設課長 坂口委員おっしゃるような内容はございます。このトンネルにつきましては、20年度に発注しているんですけども、総合評価でこのときには技術提案を事前にいただいて、いわゆる過度な、オーバースペックというような言い方をしていますけれども、そういったものにつきましては、この発注時点におきましては、まだ我々整理していなかったものですから、このときには、技術提案を受けて、落札したこの業者が提案してきたものに対しては現場で提案どおりやらせると。これにつきましては、設計変更はしないということで臨んでおります。そういったいろんな問題もあるとい

うことで、これ以降、総合評価で技術提案を求めるものに関しましては、あらかじめ公告で事前に、この内容についてはオーバースペックは評価しませんよというようなのは公告で打つようにしております。それ以降のトンネルの発注につきましては、そのような形で事前にお伝えはしているんですけども、総合評価の技術提案についてはそのような処理をしているというのが一つでございます。

それと、このトンネルにつきましてはの大きな変更というのが岩種区分の変更でございます。当初、掘削区分、支保工の区分ですけども、C1だったのが現地でC1では心もとないと。安全上、支保工を伴うC2bに変更したいということで、これにつきましては、岩判定委員会という委員会をつくっておまして、現場に行って岩判定委員会で判定してC2が適当だということで今回の変更に至った経緯もございますけれども、そういった現場での変更というものにつきましては、臨機に変更していくべきだというふうには考えております。

**○坂口委員** そこのところ、今ぎりぎりです。業者が甘い辛いの問題じゃなくて的確に、最初の契約が求めているところ、期待しているところはどの部分かということで、オーバースペックなんてとんでもない話なんですけれども、提案した技術の中に、例えばこれはトンネル工事ですが、あれだけの事前の調査をやりながら、やってみて何ぼの部分で、提案されたことはあくまでもこの設計図書の信頼の上に立った提案であって、これが外での工事、広っぱあるいは山間部に掘削して行って道路を開通していくとか、これとちょっと違って技術提案にも限界がある。あくまでも事前に知り得る情報をもとに提案して行って、今

のように例えばC1からC2bに変わったなんていうことで、この場合はたしか機械掘りで最初から入っていたと思うんです。通常だと発破掘りから入って行って、不可能なところを機械掘りに変える。C1から入って岩判定をやりながらC2に変えていくという、とにかく安く抑えておいて、そしていたし方ないときには増額しますよというものだから、逆だったら、そう過酷な話にならないと思うんです。ある程度のものを見て行って、それから減額していきますよと、C2がC1に変わったらとか、発破がちょっとでも使えたらとか。だけど、この場合は最初から機械掘りで入って行って、そして一方ではC1で入っているという特殊なケースだったと思うんです。設計変更で相手を泣かさない、やらしなきゃならないサービス工事を徹底して避けていく、その中で限りなく競争させていくということをやったときに、こういう見えない部分あるいは水中での作業なんかに対しての設計変更のあり方と、当初の工法の設定の仕方は、なかなか難しいと思うんです。これがまだ1億弱ぐらいの増額変更だったからよかったけれども、3割も4割も増額するようになるときに果たして本当に対応できるのか。業者はぎりぎりのしのぎを削りながら、あらゆることを想定して提案してきているということで、これは批判じゃないんです。設計変更によく応じられたなということで、中身はわからないんですけども、この姿勢のあり方というのは評価すべきかなと思って、さらにこういった状況の中で業者に無理な負担を強いけない、しかしながら、余計な金は払っちゃいけないということで、今後こういった変更を生かしていただいて、提案のあり方と、当初のいろんなことの対処での金額につながる決定の仕方、単価なり歩掛かりな

り、そこを今後より生かしてほしいなということで、要望でいいです。

○水間委員長 おわかりいただけましたか。よろしく願います。

ほかにありませんか。

なければその他にしましょうか。そのほかに何かありませんか。

○坂口委員 口蹄疫関係ですけれども、特に児湯地域の景気・経済というものが致命的といていいぐらいダメージを受けていて、これからいよいよそういったものが現象化してくると思うんですけれども、従来だと、こういったカンフル剤というのは公共事業が一番効果が早くて大きいということだったんです。そこで一つには、公共事業の前倒しというのが実際どれぐらいのものが可能な範囲にあるのかなというのと、なかなかそのパイ自体がない中で地域に限った前倒しは限界があるかなというのと、発注の条件を整えるためにも限界があるかなとは思いますが、前倒しなんかを考えていただくとしたら、単年度内での前倒し、それから翌年度あたりのをちょっと早目にやれないかという、そこらを含めてどうですか。効果のあるような数字は期待できないですか。

○成合管理課長 公共事業の前倒しでございますけれども、坂口委員の御発言のように、地域の経済、特に児湯郡は大変な状況になっておまして、県土整備部としましても、でき得る限りの配慮というのは今後必要であろうかというふうに考えております。そういった中で、公共事業の前倒しでございますが、去年は、委員御案内のとおり、経済・雇用緊急対策として上半期執行8割ということで、これは繰り越し分も含めてほぼ達成した状況でございます。一方、本年度は既に5月に総務部のほうから公共事業

の施行方針ということで通知が出ておまして、その時点では口蹄疫の状況が現在ほど拡大しておりませんでしたので、通常の中小企業あるいは零細企業に配慮した速やかな発注ということになっております。また、そのあたりの取り組みについては、地域の経済復興につきましては、県民政策部なり商工観光労働部なり、全庁的な対策というのが今後出てこようかと思っておりますので、先ほど申しましたように、県土整備部といたしましては、できる限りの配慮、できる範囲内というふうに現在考えているところでございます。

○蓬原委員 口蹄疫に関してですが、鉄道、その辺は総務ですかね。おわかりであればお答えいただきたいんですが、今、NEXCO、高速道路も踏み込みのところに水槽を全部つくっていただきまして、全車両がそこを通るようになっていきます。鉄道が北から南に抜けて走るわけですが、鉄道に乗っていないものですから、どういう消毒の方式になっているのかなと不安がる声が私の地元でありまして、乗降するお客さん方はどうなっているかということなんです。延岡から都城まで抜けて鹿児島まで走っていますね。このあたりの消毒はやっていきますか。私が確認できていないので、そういう不安の声があったということが一つです。担当違いかもしれませんが。

○成合管理課長 申しわけありません。鉄道については県民政策部の総合交通課でございます。県土整備部では道路関係、先ほど部長のお話にありました港湾関係等については承知しておりますけれども、鉄道については承知してないところでございます。

○岡田県土整備部次長 先週の日曜日ですが、私、プライベートで宮崎駅に行きましたら、消

毒マットを敷きまして、乗降客の方は皆そこを歩いていました。出入り口にマットが置いてあるから、宮崎駅で行っておりますので、ほとんどの駅で行っているんじゃないかと思っております。

○蓬原委員 所管違いだと思いますけれども、私もまた確認をとってみますけれども、車両の消毒はしていないのかという話なんです。何かの会議で出たときには御確認、発言なりいただいて、こちらはこちらで確認したいと思いません。

皆さんそれぞれ消毒・埋却作業に、商工観光労働部の場合は8回ぐらい職員さんが出ておられるということで、実際大変だろうと思っております。県庁は何年前でしたか、ボランティア休暇というのをつくってありましたね。5～6年、それ以上になるかもしれません。県庁の職員の皆さん、実際、作業に出ておられて大変だと思うんですが、100%皆さんじゃないですね。いろんな職員のポジションがあると思うんですが、土曜日曜あるいは平日でもボランティア休暇を利用して、例えば軽微な消毒ポイントの加勢に行ったとか、ボランティアに行ったとか、今はJAの職員さんがいっぱい出ていたりしていますけれども、というのは、先ほど建設産業の話が出ましたが、青年部の皆さんが、前回はそうですけれども、口蹄疫のときにはかなり一生懸命頑張ってくれたと。ボランティアですね。これは声を届けているところですが、職員の皆さん方がそうやって出られると残業手当がつくではないか、建設産業の皆さん方はボランティアじゃないかというお話なんです。実際大変な作業だと思うんですが、そういう中でふっと出てきたのが、ボランティア休暇というのが県にはあるわけけれども、そういうボランティア休

暇制度を使って消毒作業等に出られた方があるのかなというふうに思ったものですから、お尋ねしたところで、把握しておられれば教えてください。これも総務所管でしょうか。県土整備部の中でそういうことはありますか。

○成合管理課長 口蹄疫関係で職員のボランティアでございますけれども、私どもでボランティアというのは聞いておりませんが、職員は、4月20日発生以降、連休前から県土整備部も動員要請が来ておまして、一つは埋設作業する場合に掘削作業がございまして、土木関係で、先ほど蓬原委員のほうから出ましたように、建設業者の方が多く協力していただいております。その現場において掘削の指導要員として、農業土木職と同じく土木技術職をかなり派遣しているところです。それと一般の防疫作業、これはボランティアではできないような殺処分補助とか、埋却の補助員、あるいは畜舎の清掃・消毒作業、これにつきましては、県土整備部で14日現在で1,200名ぐらいの延べ人数の動員がかかっているところでございます。職員1人当たりにしますと、3回、4回というような状況になっております。土日に出た場合には、土日週末すべて作業しておりますので、県職員の場合は代休をとるか、時間外対応ということになっておまして、県土整備部の中でボランティアで行かれたというのは私のほうでは把握しておりません。中にはそういう方もいらっしゃるかもしれませんが、数字的なものは確認しておりません。

○外山 衛委員 冒頭に部長が建設業界からも十分な支援をもらっているとお話しされました。例えば、オペレーター関係で4月20日から5月末で延べ約1,600名、消毒ポイント関係で延べ1,500名の建設業界の方がボランティアを含め

て、一部対価もあるでしょうが、協力してもらっているというところでもって、要望でもありますが、ずっと業界も非常に厳しい時代を過ごしていますので、できることならば県執行部からも外部にそのことを発信してもらって、確かに建設業界も災害並みに動員して頑張っているんだということをマスコミを通じて発信してあげることの一つの役割じゃないかなと思っていますので、それはお願いしておきたいと思えます。

○成合管理課長 外山委員の御意見のとおり、現在、建設業協会、県協会の下に11の地区協会、各市町村ごとに支部ができておりまして、特に高鍋地区協会、小林地区協会、それから5市5町で患畜、疑似患畜が発生しておりまして、ほとんどすべての地区協会から協力体制をつくっていただいております。県協会に先週聞きましたところ、埋設処分あるいは消毒ポイントでの作業はもちろんですが、さまざまな御協力をいただいております。例えば重機、埋設のバックホー、タイヤショベル、そういったものは建築業のオペレーターの方しか扱えないということで、オペレーターの方が高鍋地区では最大で60名から70名の方が過酷な作業に従事されているというふうに聞いております。そのほかの各市町村では消毒ポイントを自主的に設けておりまして、県の場合はすべて委託でやっているところなんですけれども、中にはボランティア的なものがあるのかもしれませんが、そういったいろんな御協力をいただいております。こういった状況につきましては、特にマスコミ等にも、今、皆さん一生懸命、第一義的に防疫対策に従事されていますので、機会あるごとに県協会あるいは地区協会のお話を聞いた上で、いろんところで県土整備部としても取材

等がございましたら対応してまいりたいと存じます。

○外山 衛委員 お願いしておきます。

○山下副委員長 関連でお伺いしたいと思うんですが、発生地から10キロ、20キロは制限をかけていますけれども、その中で工事の中止を求めているところがあるのでしょうか。

○図師技術企画課長 工事の中止についてのお尋ねでございます。6月10日時点で数字を確認しておりますけれども、移動制限区域内10キロ圏内で県土整備部所管の工事が、業務委託含めまして全部で434件ございます。このうち工事の中止を行っている、あるいは工事の中止を検討している箇所を含めまして、工事が13件でございます。業務委託、工事の見合わせをしているのが3件、合計16件が工事の中止あるいは工事の中止を検討しているという状況でございます。

○山下副委員長 都城のほうでもお伺いが出たんですが、都城野尻線、有水高原線ですか、県道なんですけど、これも工事中止を言ってきたと。長期化するだろうと思うんです。終息しても3週間ぐらい、再開できるまではかなり長期に及ぶだろうと。業界の人たちは非常に不安に思っておられるんです。例えば、作業員の雇用の問題、重機を借りているリースの問題、資材等の発注、その辺が見通しが立たないということで不安を持っておられるんですが、その辺の適宜の説明とか対応とかされているのでしょうか。

○図師技術企画課長 委員御指摘のように、工事の中止となりますと、現場がとまるだけではなくて、会社、企業の経営、そちらのほうへの影響も考えられます。そういうことから、工事の中止というのは慎重に検討した上で行うとい

うことにしておりますけれども、今回の都城の案件につきましては、畜産地帯ということで、地域の首長さん方の御意向を酌み取るような形で緊急に対応したものだというふうに考えております。そういうことで緊急に対応しておりますので、建設業者等への細かな連絡といたしますか、その辺がまだ十分ではなかったかもしれません。ただ、工事の中止につきましては、工事契約約款というのがございますけれども、これによりまして、甲乙協議のもと、損害等が発生した場合には甲のほうが、発注者がその損害を計上するということが可能な制度になっております。その辺の対応を建設業界の方々に十分周知したいというふうに考えております。

○山下副委員長 業者の皆さん方も、先ほどありましたように、大変厳しい中で経営しているということで不安が広がっておりますから、早期に協会あたりとの詰めをしていただければありがたいと思っています。要望しておきます。

○西村委員 先ほど外山委員が話されたことは、私もほとんど一緒のことを話そうと思っていたんですが、建設業界が疲弊している中でもこういう場にあつたらやはり一番頼りになる。特に、現地の埋却等では動員をされて、その方々がいないと進まない状況にあるのは御理解いただいているとおりになんですけれども、その中で、休業補償等、もしくは9,000円日当が出るとか、そういう話、それが高いか安いかは別として、今、休業補償はどのぐらい設定されているんでしょうか。

○成合管理課長 委員の御質問は建設業者の方の埋設処分従事の関係でございますか。

○西村委員 はい。

○成合管理課長 高鍋地区協会を中心に今回の口蹄疫関係対策作業では、一つが埋却処分、そ

れから農場で埋却する場合の囲いネットの作業、消毒ポイントでの作業、大きく3つございますけれども、いずれも緊急施工のような委託契約、単価契約をしております、例えば県土整備部でいいますと、道路パトロールのような業務委託と同じような形で、重機1台当たり1日幾らとか、あるいは重機のオペレーター1日当たり8時間労働で幾らとかいう単価契約を県がしております、それに基づいて実績を報告いただいて、その分を支払うと。これは半月分ぐらいをめどに支払っているというふうに聞いております。

○西村委員 それは各企業ですか。それとも地区の建設業協会ですか。

○成合管理課長 契約のほうは地区協会としていうことで聞いております。

○西村委員 防災協定を結ばれて、積極的に協力する団体ではありますから、それに従事していただばかりに本業がおろそかになってしまったような、次の災害につながたらいいけませんので、従事する方は高い志でやっていますけれども、聞こえてくるのは一番厳しい現場を任されているという話で、行きたくないという話も聞いています。そこら辺も十分ケアしていただきたいと思います。要望です。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 関連してですけれども、さっき副委員長からあつたように、工事中止が、約款でも何でもでしょうけれども、業者側が申請したとき初めてという申請主義ですね。今度は協議に入るときに前提になるのが指示書だと思うんです。少なくとも指示書の中で残すべき業務内容についての希望明示——現場管理、安全管理はあなたがやってください、仮設についてもこの部分は残しなさいよと、代理人は張りつける

んですよというような細かな希望についての指示書を出しておかないと、申請があってもなかなかできない。県から設計変更するから出てきなさいというこちらからの呼びかけというルールでもないから、そこを業界に周知しておくことと、現場の担当が指示書を的確に切っておかないと変更に応じられなくなるということが多分まだ周知されていないと思ったほうが良いと思うんです。これまで何件あったかわかりませんが、だからそこを徹底していただいて、今後のためにも、工事の一時中止に伴う設計変更というものをきちっと積極的に取り入れていくというか、採用していくということで、その方法と、現場なり担当者の心構え、両方に周知してほしいなど、これは要望です。

**○図師技術企画課長** 坂口委員の御発言でございますけれども、工事の中止命令については、きちんと監督員から各企業に対して指示書を出すようにということで指導しております。御指摘のように、設計変更に耐えられるように、現在の状況がどうなっているのか、そのあたりも含めて各企業のほうと打ち合わせを行うようにしっかり指導したいと思います。

**○坂口委員** 簡易な契約の変更に係る希望についての確約、業者と合意したものが少なくとも必要になってくると思うんです。指示書とそれが前提でないと、特に大きい工事になったら設計変更で実際出そうと思っても出ないということで難しいと思うんです。これは答弁はいいんですけれども、ぜひそこをというのと、現場にこれだけの機械が、リース屋も含めてほとんどの機械が埋却現場に入っているということ、それがまた自分の現場に帰っていくということ、リース屋なんかのは事務所に帰って

いったらどこにまたそれが出ていくかわからないということで、消毒、防疫の徹底——特に現場に行って実際発病した家畜の埋却やって、取り上げたり運んだりしているわけです。土がつく。いろいろなものが付着する。とにかくそこから持ち出すときの消毒の徹底ですね。持ち帰ってからの消毒じゃ間に合わないと思うんです。どこに行くかわからないということで、これをぜひ徹底してほしい。これもお願いにしておきます。

**○西村委員** 私も一般質問で予定していたんですけれども、細島港の重点港湾入り、これは6月中旬ぐらいから8月には最終決断を国が出すということで、口蹄疫でばたばたしているときなんですけれども、県政課題として、これが入るか入らないか、県北にとっても県全体にしても非常に大きいものですから、質問したいと思っておりますけれども、重点港湾入りに向けての最後の動き、6月中というような話もありますが、このあたりの現状はどうでしょうか。

**○野田港湾課長** お尋ねの重点港湾に対する取り組みでございますが、西村委員がおっしゃいましたように、重点港湾の選定につきましては、国が夏ごろまでにという言い方をされております。県としましては、それに向けまして、民間団体と地元の日向市あたりと一緒に国への要望活動をこれまでも行ってきておりますし、できれば今月中に再度、三者が一緒になって要望活動を行いたいということで、今、調整を行っているところでございます。

**○西村委員** 我々の会派でこの前、上京して国交省の担当者と話したときに、まだ宮崎県の港湾計画に甘さがある、細島港の港湾計画に甘さがあるという指摘がありまして、それは担当課の方、日向市のほうにも話しました。その改善



がなされたのかということと、我々も訴えたんですけれども、将来の中国木材とか、ソーラーフロンティアですか、昭和シェルのこれからの拡大にあわせて細島港は重要だということを訴えさせてもらったんですけれども、国交省の予算のポイントというのが、平成21年12月に出されたものでは、地域の拠点性と貨物取扱量の実績というのが明確に書いてあるわけです。将来の伸びしろと言ったところで国のほうが聞いてもらえるかなという不安が逆に出了ました。そのあたりを踏まえての港湾計画の策定状況はどうでしょうか。

**○野田港湾課長** 今、県内に3つ重要港湾がありますけれども、細島港は一番最初に整備が済んだ港でありまして、その反面、かなり老朽化した施設が多いということが一つと、それから昔は船が小さかったものですから、水深の浅い岸壁が多いということで、今の大型船への対応になっていない。結果的には使われていない岸壁が多くなっているという状況になっておりまして、これにつきまして、国から整理をするようにと言われております。利用する岸壁と利用しない岸壁をきちんと色分けしていきましようということなんですけど、これにつきましては、既にほとんど作業が終わっておりまして、後は正式な事務手続——地方港湾審議会にかけて港湾計画を変更していくという、その段取りが大体固まった状況でございまして、7月上旬には地方港湾審議会を開催できるのではないかとこのふうにご考えております。

**○西村委員** 7月上旬に審議会をやった上で決定したことを受けて国に再度のお願いとか、最後のお願いに行かれると思うんですけれども、今までは何をやっていたかという、後手後手なんです。いざこうなってからばたばたと

やり始めた。日向市も何度も何度も上京されて、同じような問題点を向こうから聞かされて、当然県も聞いていて、逆に言えば、何回も上京して何回も国交省から話を聞いて、私としては何をしに上京ばかりしたのかなという悔しい思いもあるんです。いざ、6月、7月にいよいよ最後だ、締め切りだとなったときにばたばたと決めなきゃいけないと。その前に口蹄疫みたいな問題もありましたけれども、これは県の対応が、ことし、去年だけの問題じゃなくて、その前からの見通しというものが甘かったんじゃないかなと思います。これは反省をさせていただいて、重点港湾入りしなければ今後の細島港の活用というのは、日向だけじゃありませんし、何としても一日も早く審議会の準備をしていただきたいと思います。これは要望以上のもではありませんけれども、宮崎県全体のことでありますので、ぜひお願いします。

**○水間委員長** ほかにありませんか。

なければ私のほうから部長にお尋ねしたいんですが、口蹄疫の問題で先ほどから質問がありますように、こういう災害時に対する建設業者の皆さん方のいろんな意味での協力が今まであったわけです。昨今の公共事業の予算の削減等々、建設業者の皆さん方は非常に大変な時期に当たられて、その中で口蹄疫の発生です。業者の皆さん方が言うには、こういうときだけ我々を使うのかと。もうちょっと県も、いざというとき、こういうことがあるんだから、我々一生懸命頑張るんだから、いざというときの仕事の発注の仕方ももうちょっと——先ほど前倒しの発注の問題もありましたけれども、ここに来て、建設業者の皆さんが、今もそうですが、よくお手伝いをいただいている。協力いただいている。このことを県土整備部のトップとして知

事に申し上げたりという面で業界の一つの活性化といいますか、見返り事業といったらおかしいですが、何かそういうことも考えていただきたいなと思うんですが、部長としてはどうでしょうか。

**○児玉県土整備部長** 先ほどから口蹄疫関係で業界の話をいろいろお聞かせいただきました。私どもも建設業界に非常に頑張っていたと思っています。大変感謝しているところでございます。聞くところによりますと、現場で石灰をまいたり、建設業の人たちがオペレーターとしてやるのを周りの人たちが見て、さすがに出られているなという話も伝え聞こえておるところでございます。私も力強く心強く思っておるところでございます。

これは口蹄疫に限らず、災害のときもそうですが、災害のときに真っ先に対応していただくのは建設業界の皆さんたちです。雇用とか経済という意味では、県内の1割ぐらゐを占める大変重要な産業だというふうに認識しております。一方で、委員長おっしゃられましたように、大変厳しい状況にもあるということで、私どもとしても何とか業界を盛り上げるようなことを考えていかなきゃいかんと。一つは、予算をいかに確保するかということだと思ひまして、そういう面も一生懸命努めておるわけです。

今回もいろんな形で頑張っていたいておりますので、一つには、外山委員のほうから話がありました。業界が頑張っているのを何とかうまくマスコミが取り上げてくれんかなということで、県政記者室に取材の要請もお願いしましたし、私が個別に知っている記者にもそういう話をしたところでした。記者のほうからも、そういうふうに自分たちも思っていると。取材

もしているけれども、逆に業界の方たちが今は余り書いてくれるなど。今、余り我々が表に出るといふことですので、記者の方たちもその辺は十分認識しているということでございます。そういったPRといひますか、そんなこともしながら、抜本的には業界を今後どうしていくかということをお我々としても考えていかねばいかんと。今は早く終息させるということにみんな一丸となって取り組まねばいかん時期でありますけれども、ある程度終息してくれば復興支援ということも考えていかねばいかんと思ひています。そういった中で、先ほど高鍋管内の話も出ましたけれども、口蹄疫でかなり痛めつけられたところをどう復興支援していくか、そういったことも含めて今から考えていきたいと思ひます。これは県土整備部だけじゃなくて、全庁的に考えていく中で、知事ともいろいろ相談しながら、私どもとしても前向きに一生懸命取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○水間委員長** まさに部長のありがたいお言葉をいただきました。県内の建設業者の皆さん方の話をしましたが、全庁的というお話の中でもこれは全産業ですね。畜産農家の皆さんも大変なんです。波及するすべての業種に影響が出ています。そういう意味では、宮崎県の経済を疲弊させないためには、県土整備部も、分野横断という表現がありますが、起点となって今後の取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。どうかお願ひいたします。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○水間委員長** それでは、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時24分休憩

---

午後 2 時29分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻を 1 時30分としたいのですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたしたいと思います。

午後 2 時30分散会

平成22年6月15日（火曜日）

---

午後1時0分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	水間篤典
副委員	長	山下博三
委員		外山三博
委員		蓬原正三
委員		外山衛
委員		西村賢
委員		太田清海
委員		新見昌安
委員		坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
議事課主査	関谷幸二

---

○水間委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、一括して採決をいたします。

まず、議案第9号「工事請負契約の変更について」、議案第10号「財産の取得について」、議案第12号「宮崎県土地開発公社の解散について」、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、第10号、第12号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いでございますが、継続審査が1件、新規請願が1件出ております。

まず、請願第9号は継続審査となっておりますが、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

---

午後1時4分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 挙手多数であります。よって、請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時15分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 挙手多数であります。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたし

ました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時20分休憩

---

午後 1 時27分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、今のことを踏まえながら、正副委員長に一任させていただきます。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告骨子案についてであります。今年度は7月23日（金）に開催を予定いたしております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うことになっておりまして、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うことになっております。この報告に当たりまして、お手元に配付の委員長報告骨子案をもとに行いたいと思いますが、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時29分休憩

---

午後 1 時30分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

今お手元にありますが、御意見ございませんか。

それでは、総会における委員長報告につきましては、訂正する部分もあるようでしたが、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会が開催されまして、午後 1 時半から基調講演、午後 2 時10分から総会となります。23日は午前中から時間をあけておいていただきたいと思えます。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、21日（水）に高速道路の整備等についての説明を受け、質疑を行った後に、総会における委員長報告について協議を行います。よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、県外調査について協議をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

---

午後 1 時32分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、10月13日から15日にかけて実施することとしまして、詳細につい

ては正副委員長に御一任いただくことで御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

なお、具体的な行程につきましては、後日、  
連絡いたしますが、また皆様方も御指示いただ  
きたいと思います。よろしく願いいたします  
す。

そのほかについて何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければ、私ども委員会に付託  
されました議事はすべて議了いたしました。委  
員の皆様、長時間お疲れさまでした。

午後1時33分閉会